

三重県環境基本計画 (最終案)

～ 持続可能な「スマート社会みえ(仮称)」をめざして ～

令和元年 12 月

三 重 県

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の目標年度	2
4.	計画の構成	2
第2章	計画策定の方向性	3
1.	環境を取り巻く情勢	3
(1)	環境、経済、社会の統合的な取組の必要性	3
(2)	環境、経済、社会における課題	3
2.	三重県の動向	7
3.	2012年(平成24年)版三重県環境基本計画の総括	9
	基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に係る施策について	9
○〈施策〉	低炭素社会の構築	9
○〈施策〉	循環型社会の構築	9
○〈施策〉	大気・水環境の保全	9
	基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」に係る施策について	10
○〈施策〉	生物多様性の保全および持続可能な利用、自然とのふれあいの確保	10
○〈施策〉	森林等の公益的機能の維持確保	11
4.	計画の基本方針等	12
(1)	計画の基本方針	12
(2)	めざすべき持続可能な社会	13
第3章	施策体系と施策内容	17
1.	施策体系	17
2.	施策の推進	17
◇	視点1: 環境、経済、社会の統合的向上	17
◇	視点2: 協創(パートナーシップ)によるアプローチ	17
◇	視点3: イノベーションの促進・活用	17
I.	低炭素社会の構築	20
i.	目標および施策展開の方向性	20
ii.	環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方	21
iii.	主な取組	24
iv.	関連する計画等	25

II. 循環型社会の構築	28
i. 目標および施策展開の方向性	28
ii. 環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方	28
iii. 主な取組	30
iv. 関連する計画等	31
III. 自然共生社会の構築	34
i. 目標および施策展開の方向性	34
ii. 環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方	36
iii. 主な取組	38
iv. 関連する計画等	41
IV. 生活環境保全の確保	46
i. 目標および施策展開の方向性	46
ii. 環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方	47
iii. 主な取組	49
iv. 関連する計画等	50
V. 共通基盤施策	51
i. 環境教育・環境学習の推進	51
ii. 環境活動の推進	53
iii. 環境経営の推進	54
iv. 環境に配慮した事業活動の推進	55
v. 国際協力・技術移転	56
vi. 研究開発の推進	56
vii. 環境情報の迅速な提供、監視・観測等の体制の整備	56
viii. 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組の推進	57
第4章 計画の推進	58
1. 各主体による計画の実施	58
2. 計画の効果的実施	59
(1) さまざまな主体との協創	59
(2) 推進体制および進行管理	59
3. 財政上の措置	60
4. 計画の見直し	60

参考資料61

- ・ 参考データ
- ・ 「三重県環境基本計画」策定の経緯
- ・ 三重県環境基本条例

コラム

コラム① 三重県におけるレジ袋有料化に向けた取組 8
 ～ 産官学民連携による「三重モデル」を通じたレジ袋有料化に向けた取組について ～

コラム② 松阪市の新電力事業を通じたエネルギーの地産地消の取組26

コラム③ 鈴鹿市内の異種事業者間の連携を通じた食品資源の循環利用の取組32
 ～ 酒粕を原料としたエコフィード(飼料) で育ったブランド豚肉の開発 ～

コラム④ 森林づくりへの県民参画の推進42
 ～ 「企業の森」制度、三重県「木づかい宣言」事業者登録制度 ～

コラム⑤ 鳥羽市・神島の自然環境資源等を活用し、島の子どもたちが主役となって
 取り組む エコ・ツアー「神島っ子ガイド」.....44

(仮)コラム〇 □□□□□□□□□〇〇

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨

三重県では、2012 年(平成 24 年)に「三重県環境基本計画」を改定し、「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」、「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」の2つの基本目標に基づき取組を進め、これまで、大気・水環境等の生活環境の保全については一定の成果が得られました。

前回の計画改定時以降、2015 年(平成 27 年)には、持続可能な開発目標(SDGs)を定めた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」や、気候変動対策の推進に向けたさらなる低炭素化を求める「パリ協定」等、環境政策に大きな影響を与える国際的合意がなされました。環境問題の多くは、経済・社会問題と密接に関連していることから、持続可能な社会の実現のためには、環境、経済、社会の諸課題の同時解決をめざす SDGs の考え方を取り入れたアプローチが重要となっています。

このような大きな転換期を迎え、三重県においては、「三重県環境基本条例」の基本理念にあるように、「県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとて将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的」に、新たな「三重県環境基本計画」を策定し、環境、経済、社会の統合的向上を図りながら、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

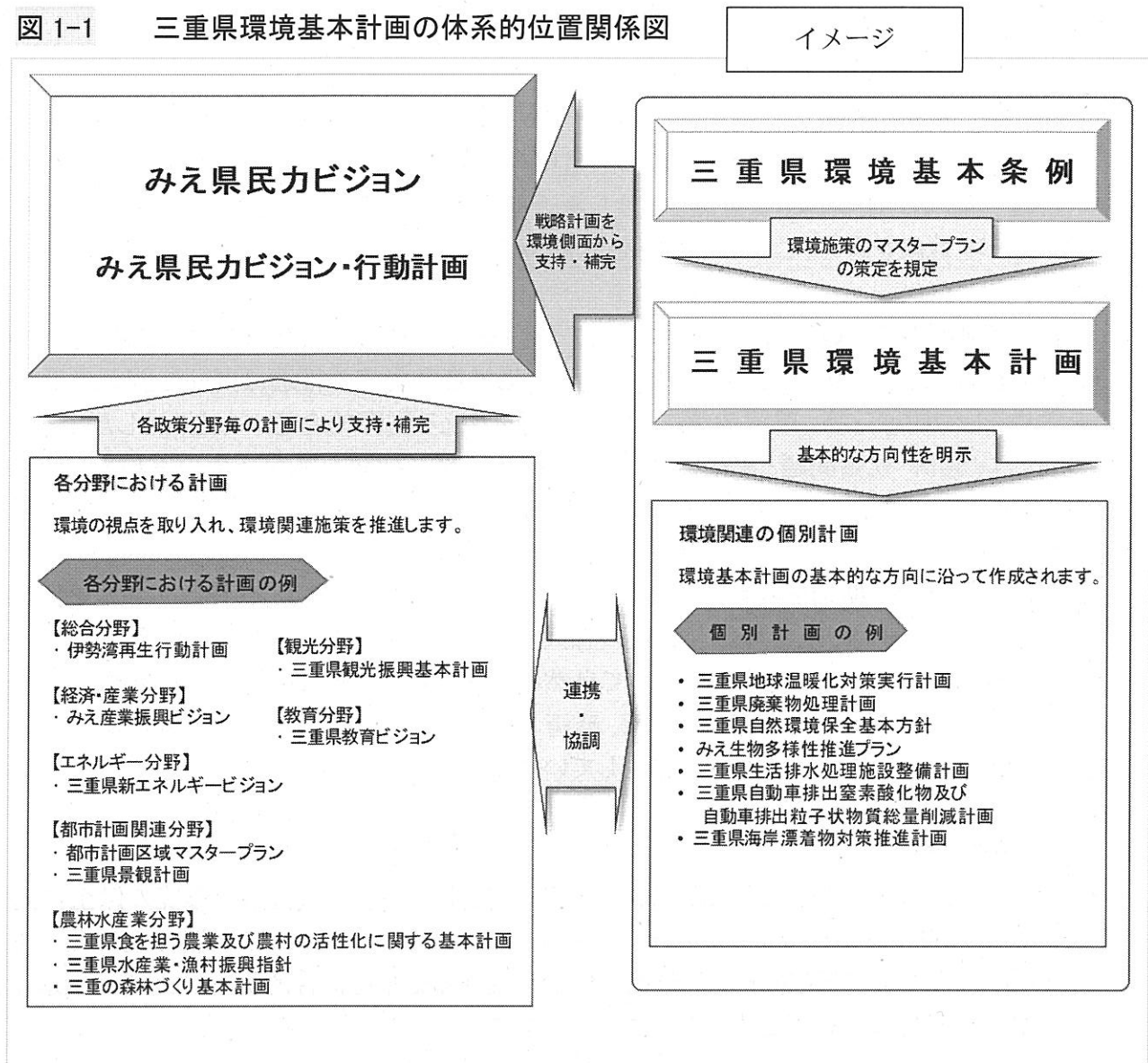
「三重県環境基本計画」は、「三重県環境基本条例」に基づき、三重県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、環境保全に関する目標、施策の方向および配慮の指針、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めることとされています。

この計画は、三重県がさまざまな主体と連携しながら行う環境保全の施策等を明らかにした行政計画です。県民の皆さんや事業者、市町等も計画の推進主体と位置づけ、それぞれの主体に期待される役割と、環境を保全するために実践すべき取組の方向を示し、各主体間の連携促進を図りながら、「オール三重」で取組を進めていくことを目的とするものです。

さらに、この計画は、「みえ県民力ビジョン¹」を環境の面から支持・補完するものであるとともに、「三重県地球温暖化対策実行計画」、「三重県廃棄物処理計画」、「みえ生物多様性推進プラン」等、三重県の環境保全に関する個別計画の基本的な方向を示すものです。環境の視点を盛り込んだ県政のさまざまな分野における計画においても、「三重県環境基本計画」の基本的な方向に沿って策定され、実施されることが求められます(図 1-1 参照)。

¹ 三重県では、社会経済情勢の変化や県民ニーズの変化に適切に対応し、県民の皆さんと共に新しい三重づくりに取り組むための指針として、長期の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」を策定しています。また、「みえ県民力ビジョン」を実現するための中期の計画である「みえ県民力ビジョン・行動計画」も同時に策定しています。

図 1-1 三重県環境基本計画の体系的関係図



3. 計画の目標年度

この計画の目標年度は、2030 年度(令和 12 年度)とします。これは、SDGs の目標年が 2030 年であること、パリ協定に基づく国の温室効果ガス排出削減に係る中期目標年度が 2030 年度であることなどをふまえています。

4. 計画の構成

本章では、「計画の基本的事項」として、計画策定の背景と趣旨、計画の位置づけや目標年度を示しています。第2章「計画策定の方向性」では、環境を取り巻く情勢、計画の基本方針等を示し、第3章「施策体系と施策内容」では、施策体系と施策展開の方向性等を定めています。そして、第4章「計画の推進」では、この計画の実施に向けた推進体制等を定めています。

第2章 計画策定の方向性

1. 環境を取り巻く情勢

(1) 環境、経済、社会の統合的な取組の必要性

我が国では、人口減少・少子高齢化や都市部への人口集中が加速度的に進展し、経済成長の鈍化、地域コミュニティの衰退、生物多様性の減少等、環境、経済、社会の課題は相互に関連しながら複雑化しています。このような中、三重県の豊かな環境を保全し、将来の世代に残していくためには、諸課題の本質を見極めながら、環境、経済、社会の課題の同時解決をめざし、多様な主体が協創して取り組むことが必要です。

(2) 環境、経済、社会における課題

ア 国際的な潮流

世界の経済・金融界における潮流として、気候変動をはじめとした環境性、社会性を重視する傾向があり、昨今の ESG 投資²の拡大、CSR (Corporate Social Responsibility)³の理念の浸透、SDGs へのコミットメントを企業理念に掲げられる事例も多くみられるようになっていきます。

さらに、CSV (Creating Shared Value)⁴の観点から環境課題や社会問題に貢献する事業の推進がビジネスになるという考え方も普及し、資源依存型の経済からの脱却や、経済発展と環境負荷とのデカップリング(切り離し)は、国際的な潮流になりつつあります。

一方、発展途上国等においては、環境負荷型の経済発展スタイルに基盤を置かざるを得ないような場合があります。SDGs の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」という精神にのっとり、公害等の環境問題を克服してきたノウハウを有する先進国等が、技術移転や教育・人材育成の提供をはじめとした支援を人道的に推進していく必要があると考えられます。

イ 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs は、2015 年(平成 27 年)9 月の国連総会において、全会一致で採択されたもので、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030 年(令和 12 年)を年限として、17 の国際目標と 169 のターゲットで構成されています。SDGs の特徴の 1 つとして、開発途上国だけでなく先進国も対象となっており、全てのステークホルダー(利害関係者)が参画し、環境、経済、社会の統合的向上に取り組むことが挙げられます。

² 投資をするために企業の価値を測る材料として、非財務情報である環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の要素を考慮する投資のことをいいます。

³ 企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけではなく、利害関係者(ステークホルダー)全体の利益や環境等への配慮を組み込み行動するべきであるとの考え方。環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされています。

⁴ 社会課題を解決することによって、社会価値と経済価値の両方を創造し、企業の持続的な成長へとつなげていく戦略、経営モデルのことで、「共有価値の創造」、「共通価値の創造」等と訳されます。従来の CSR は企業としての社会的責任として提唱されていましたが、CSV では社会価値と経済価値の追求を両立させることが企業の優位性につながると主張している点が異なります。ハーバードビジネススクールの教授であるマイケル・E・ポーター氏らが発表した論文「Creating Shared Value」で提唱されたコンセプトです。

国内においては、2016 年(平成 28 年)5 月に内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」が設置されるなど、SDGs 実施に関する基盤が整備され、さまざまな取組が進められています。また、事業者、教育機関、NGO・NPO、行政といった多様な主体による SDGs 達成に向けた取組もなされており、今後さらに広がっていくと考えられます。

ウ 気候変動対策

気候変動対策に関する大きな動きとして、2015 年(平成 27 年)12 月、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、「パリ協定」が採択されました。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分低く保つことなどが規定され、歴史上初めて全加盟国が温室効果ガス削減に参加する制度の構築に合意がなされました。その後 2016 年(平成 28 年)5 月に開催された「G7 伊勢志摩サミット」で、2016 年内にパリ協定発効の目標が首脳宣言に盛り込まれ、2016 年 11 月に採択から 1 年以内という早さで発効が実現しました。

国内においては、2030 年度(令和 12 年度)の温室効果ガスの排出を 2013 年度比 26%削減の水準にするとの中期目標を掲げるとともに、長期目標として 2050 年までに 80%の削減をめざすこととしています。こうした目標を達成するためには、再生可能エネルギーの導入を促進するなどエネルギー供給の低炭素化とさらなるエネルギー効率化が一層重要になります。産業界においては、温室効果ガスの排出量削減だけでなく、低炭素化という社会的要請をビジネスチャンスとしてとらえ、環境関連分野のイノベーションの創出や普及を進めるような視点が求められます。また、県民一人ひとりも、生活の中でのエネルギーの使い方や消費行動を見直し、低炭素型のライフスタイルを追求していくことが重要です。

また、地球温暖化に起因すると考えられる気候変動影響による被害の防止や軽減等を図る気候変動適応の取組を促進するため、2018 年(平成 30 年)12 月 1 日に気候変動適応法が施行されました。今後は、従前の緩和策(温室効果ガス排出量の削減や植林等による吸収源の整備等)を引き続き推進していくとともに、気候変化に対して自然生態系や経済・社会システムを調整することにより温暖化の悪影響を軽減する、あるいは温暖化の好影響を増大させるような適応策についても積極的に推進していくことが求められています。

エ 資源循環

近年、資源循環を巡る国際的な動きが活発化しています。2015 年(平成 27 年)6 月に開催されたエルマウ・サミット(ドイツ)では、資源効率性向上のための活動を活発化することの重要性が確認されたところです。さらに、2016 年(平成 28 年)5 月に開催された G7 富山環境大臣会合においては、国際的な協調のもとで資源効率性の大幅な向上が不可欠であることなどが確認され、「富山物質循環フレームワーク」が採択されました。この「富山物質循環フレームワーク」の推進については、直後の 2016 年(平成 28 年)5 月の「G7 伊勢志摩首脳宣言」にも盛り込まれており、資源効率性向上や 3R(リデュース・リユース・リサイクル)に関する取組の推進は、国際的な潮流となりつつあります。

国内では、2018 年(平成 30 年)、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。この計画においては、環境、経済、社会の統合的向上が重要であるとの認識の下、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体⁵での徹底的な資源循環の促進等の方向性が掲げられ、その実現に向けて概ね 2025 年(令和 7 年)までに国が講ずべき施策が示されています。

オ 生物多様性

生物多様性の保全については、1992 年(平成 4 年)に採択された生物多様性条約や、2010 年(平成 22 年)10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)における「戦略計画 2011-2020(愛知目標)」等を通じて、自然と共生する世界をめざした取組が推進されています。

2018 年(平成 30 年)に生物多様性条約第 14 回締約国会議(COP14)が開催され、国連総会に対して、愛知目標達成への取組の加速を要請する「シャルム・エル・シェイク宣言」が採択され、2020 年(令和 2 年)到北京で開催予定の生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)での採択をめざす「2020 年以降の生物多様性枠組」の作成プロセスについて合意がなされました。また、2019 年(平成 31 年)3 月に開催された国連総会においては、2021 年(令和 3 年)から 2030 年(令和 12 年)までを期間として、気候変動危機、食糧安全保障、水供給、生物多様性の強化のため、劣化または破壊された生態系を回復する取組を大規模に拡大することを目的とした「国連生態系回復の 10 年」が採択されています。

国内では、2012 年(平成 24 年)9 月に、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定され、愛知目標の達成に向けたロードマップ(行程表)、東日本大震災をふまえた今後の自然共生社会のあり方が示されました。さらに、2016 年(平成 28 年)11 月には、「生物多様性国家戦略 2012-2020 の達成に向けて加速する施策」において、自然生態系の有する防災・減災機能等の活用やグリーンインフラ等の新たな取組がまとめられました。

カ 海洋プラスチックごみ

昨今、人間の生活から廃棄されるプラスチックごみが沿岸部や海に流出し、生態系破壊や人体への健康被害、沿岸部の経済社会へのダメージ等を引き起こしている海洋プラスチックごみ問題が深刻化しています。

2018 年(平成 30 年)6 月にカナダで開かれた G7 シャルルボワ・サミットでは、2030 年(令和 12 年)に向けて先進国各国で海洋プラスチック問題に取り組んでいくための枠組を定めた「海洋プラスチック憲章」が提示され、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダ 5 カ国と EU が署名し、国・地域内のプラスチック規制強化の推進の姿勢を明確にしました(日本はアメリカとともに、署名を見合わせました)。

⁵ 経済社会の物質フローにおける、資源確保、生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等の全ての段階を指します。

2019 年(令和元年)5 月に開催された「バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制に関するバーゼル条約)」第 14 回締約国会議(COP14)では、2021 年(令和 3 年)の附属書の発効後は、相手国の同意なしで、汚れたプラスチックごみを輸出することが禁止されることとなっています。

また、2019 年(令和元年)6 月に開催された G20 大阪サミットにおける首脳宣言では、新たな海洋プラスチック汚染を 2050 年までにゼロにすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、日本政府は、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」をふまえ、廃棄物管理、海洋ゴミの回収等の技術推進のために途上国における能力強化を支援する「マリーン(MARINE)・イニシアティブ」も発表し、日本は途上国の廃棄物管理に関する能力構築およびインフラ整備等を支援していく旨を表明しました。

国内では、2019 年(令和元年)5 月、「第四次循環型社会形成推進基本計画」をふまえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が策定されました。

2. 三重県の動向

三重県は、豊かな山、海、川といった良好な自然環境に恵まれています。しかしながら、このような自然環境は当たり前にあるものではありません。戦後の高度経済成長期に発生し甚大な健康被害をもたらした四日市公害問題に市町、事業者、県民の皆さんと一体となって取り組むとともに、環境保全施策を進めてきた結果得られたものです。

三重県では、四日市公害への取組における硫黄・窒素酸化物の「総量規制」や環境影響評価（環境アセスメント）、産業廃棄物税⁶の導入、レジ袋の有料化（コラム①参照）等、全国に先駆けた取組を含めて、時代に応じた環境施策を実施してきました。例えば、レジ袋の有料化においては、県全体でマイバッグ持参活動が進み、こうした環境に対する意識や行動は、私たちの暮らしの中に浸透しています。

また、近年、三重県では、地球温暖化対策や廃棄物の減量等、新たな課題にも取り組んでいます。さらに、愛知県、岐阜県および名古屋市とともに伊勢湾再生に取り組むなど、広域的な環境課題についても積極的な役割を担っています。

これまでの取組により、三重県の環境は、事業活動等に伴う環境負荷の低減において一定の成果が認められますが、一方で、生活に関わる身近なところでの環境負荷等においては、依然として課題が残っているものもあります。

現在、環境は地球規模の危機に直面しています。気候変動による深刻な影響は三重県にも及んでおり、今後、自然災害等の危険がますます増大することが懸念されていることなどから、県では、2019年（令和元年）12月、「2050年までに、県域からの温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとする」ことをめざす「脱炭素宣言」を行い、気候変動に対するさらなるチャレンジを推進していくこととしています。

パリ協定の早期実施をコミットしたG7伊勢志摩サミットの開催県として、また、四日市公害の経験を持つ三重県だからこそ、地域から世界を変えていくとの気概を持ち、行政、事業者、県民等全ての主体が、環境問題を自分ごととしてとらえ、取り組んでいく必要があります。三重県では、SDGsの考え方を取り入れ、全ての主体の協創により、持続可能な社会の実現に向け、環境、経済、社会の統合的向上に取り組んでいくこととして、三重県環境基本計画を策定します。

⁶ 産業廃棄物の処理に着目した税のことで、全国的に「地方税法」に規定する法定外目的税としての導入が進んでいます。三重県では2002年（平成14年）4月から条例を施行しており、排出事業者を納税義務者（申告納付方式）とする制度としています。

コラム① 三重県におけるレジ袋有料化に向けた取組

～ 産官学民連携による「三重モデル」を通じたレジ袋有料化に向けた取組について ～

2019 年(令和元年)6 月に開催された G20 大阪サミットで主要テーマとなった「海洋プラスチックごみ問題」の対策のひとつとして、政府はスーパーやコンビニエンスストアの「レジ袋有料化」を打ち出しています。

三重県におけるレジ袋削減をめざしたレジ袋有料化導入の取組は、伊勢市から始まりました。市民、事業者、市等で構成される検討会(ええやんか！マイバッグ(レジ袋有料化)検討会)で、レジ袋有料化も含めた議論が進められ、事業者との自主協定の締結や市民への啓発活動等が展開されるなどし、2007 年(平成 19 年)9 月から市内の主要スーパー全店で一斉に有料化が開始されました。

このような取組により、着実にマイバック持参率も高まり、レジ袋辞退率は当初目標を大きく上回る 90%前後を維持し、順調に推移してきました。

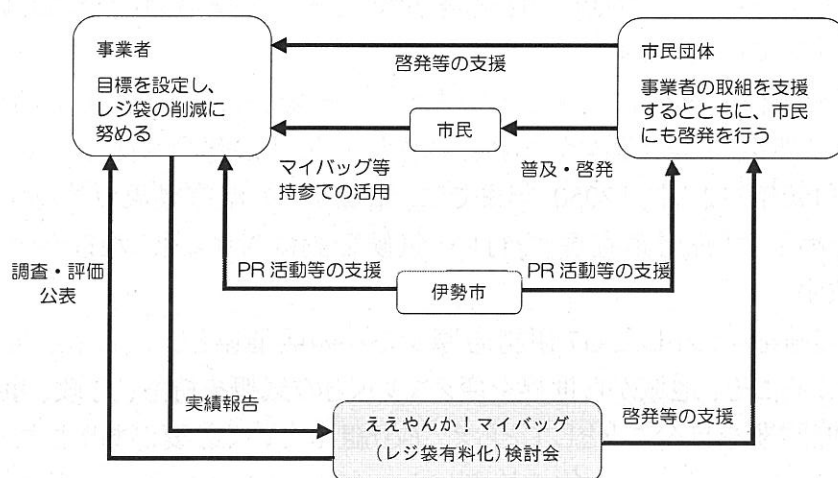


図 伊勢市における推進体制

こうした取組は、県内に拡がり、2012 年(平成 24 年)には県内全ての 29 市町における主要スーパーで有料化が実現され、マイバックを持参して買い物に行くというスタイルはすっかり定着しています。

県内各市町でのレジ袋有料化の推進体制については、産官学民連携を通じ、多様な主体が協力しながら包摂的に取組を進めてきました。

今後も、持続可能な社会の実現のためにオール三重体制で、三重県環境基本計画の下で掲げる環境施策の取組を推進していきます。

3. 2012 年(平成 24 年)版三重県環境基本計画の総括

2012 年(平成 24 年)版の三重県環境基本計画に基づくこれまでの取組に関する検証結果(成果と課題)について、次のとおり整理します。

基本目標Ⅰ「環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり」に係る施策について

○〈施策〉低炭素社会の構築

【主な取組】

- ・ 2012 年度(平成 24 年度)からを計画期間とする「三重県地球温暖化対策実行計画」を策定するとともに、2013 年(平成 25 年)12 月に「三重県地球温暖化対策推進条例」を制定し、これらに基づく温室効果ガスの排出削減や吸収源対策のための取組を推進しました。

【成果・課題】

- ・ 産業部門の温室効果ガス排出量は削減したものの、民生(業務・家庭)部門においては排出量の削減は進んでいない状況です。
- ・ 温室効果ガス排出の抑制等を行う緩和策だけでなく、今後は、すでに現れている気候変動の影響への適応策を進める必要があります。

○〈施策〉循環型社会の構築

【主な取組】

- ・ 2016 年(平成 28 年)3 月に「三重県廃棄物処理計画」を策定し、さまざまな主体が連携して廃棄物の 3R と適正処理の取組を進めました。
- ・ 災害時には、大量の災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に処理することが必要であることから、2014 年度(平成 26 年度)には東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見等をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」を策定しました。

【成果・課題】

- ・ 最終処分量は長期的には減少傾向にあり、最終処分場残余容量の確保が進展しています。
- ・ リサイクル率は長期的には改善しているものの、さらに取組を進めるとともに地域循環共生圏の構築等、質を重視した循環の取組が必要です。
- ・ 不法投棄等の不適正処理が依然として後を絶たない状況であり、引き続き未然防止、早期是正のため監視活動の一層の強化が必要です。

○〈施策〉大気・水環境の保全

【主な取組】

- ・ 大気環境や水環境の保全について、工場・事業場から発生する負荷を削減するため、立入検査により法令遵守の徹底等を図っており、大気・公共用水域(河川、海域)およ

び地下水の常時監視を行い環境基準等の適合状況を確認するとともに、測定結果について迅速な情報提供を行いました。

- ・ 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため 2012 年(平成 24 年)3 月に策定した「三重県海岸漂着物対策推進計画」に基づき、海岸管理者、県民の皆さん、民間団体、企業等による協力体制を拡充するとともに、「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により展開するなど、発生抑制対策について広域的な取組を行いました。

【成果・課題】

- ・ 環境保全の取組により、日々の暮らしの基盤となる「生活環境」の状況は概ね良好です。
- ・ 引き続き伊勢湾の水質改善に対する対策が必要です。
- ・ マイクロプラスチック等を含む海岸漂着物問題、土砂等の問題をはじめとする新たな環境問題への対応が必要です。

基本目標Ⅱ「自然と共生し身近な環境を大切にする社会づくり」に係る施策について

○〈施策〉生物多様性の保全および持続可能な利用、自然とのふれあいの確保

【主な取組】

- ・ 生物多様性の保全を進めるため、2016 年(平成 28 年)3 月に「第二期みえ生物多様性推進プラン(2016 年度(平成 28 年度)～)」を策定しました。
- ・ 県民や NPO、事業者等、さまざまな主体による「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の締結を推進するとともに、県内の希少野生動植物種の生息・生育状況調査や里地・里山等の保全活動を実施しました。
- ・ 県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供するため、自然公園⁷等における施設等の適正な維持管理に取り組みました。

【成果・課題】

- ・ 今後も、生物多様性をはじめとする豊かな自然環境、景観の保全と活用を促進していくためには、さまざまな主体との連携により、県民の皆さんの参画を得ながら、希少野生動植物や里地・里山等の保全活動、自然公園等の適正な維持管理の取組を進める必要があります。

⁷ すばらしい自然の風景地やそれに準ずる地域として、「自然公園法」や「三重県立自然公園条例」により指定された区域のことで、三重県内では、国立公園 2 ヶ所、国定公園 2 ヶ所、県立自然公園 5 ヶ所が指定されています。自然公園の特別地域内では一定の行為について環境大臣又は知事の許可が必要となります。環境大臣が指定する「国立公園」、「国定公園」と、都道府県知事が指定する「都道府県立自然公園」の 3 種類があります。

○〈施策〉 森林等の公益的機能の維持確保

【主な取組】

- ・ 森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、環境林を中心に間伐等の森林整備を促進するとともに、「みえ森と緑の県民税」を活用した「災害に強い森林づくり」を進めました。

【成果・課題】

- ・ 近年、公的森林整備面積が目標値を下回っている中、全国で豪雨災害が多発するなど、自然災害の発生リスクが高まっており、「災害に強い森林づくり」や間伐等の森林整備をより計画的・効果的に推進することが必要です。
- ・ 2019年(平成31年)4月から導入された森林環境譲与税を活用した市町による森林整備が円滑に実施できるよう、市町を支援することが必要です。

4. 計画の基本方針等

(1) 計画の基本方針

三重県環境基本計画においては、これまでの取組結果とこれからの環境を取り巻く状況をふまえ、「三重県環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全に関する目標および施策の方向等を定めることとします。

三重県環境基本条例

(基本理念)

第3条 環境の保全は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、全てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全は、地域における多様な生態系の均衡を維持し、及び回復し、並びに自然が有する自らを再生しようとする能力を発揮できるようにするとともに、自然と人との触れ合いを保つことにより、自然と人との共生並びに県民生活に欠くことのできない安らぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、全てのものの英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものの事業活動及び日常生活において推進されるとともに、県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

この計画においては、持続可能な社会の実現に向け、SDGsの考え方も取り入れ、協創を通じた分野横断的な取組を推進することを基本方針として、環境、経済、社会の統合的向上の実現をめざします⁸(図2-1)。

「環境、経済、社会の統合的向上」というアプローチは、環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑に関わっている現代において、諸課題を解決していくにあたり、極めて重要となる考え方です。

例えば、住宅や建築物において再生可能エネルギーや ZEH/ZEB⁹等の導入を進めていくことにより、環境面の効果だけでなく、エネルギー・コストの削減といった経済的な効果、さらには快適性の向上、エネルギーの自律性の改善等に伴う防災・減災面におけるレジリエンス(強靱性)¹⁰の向上という社会的な効果にもつながることが考えられます。また、産業部門では、再

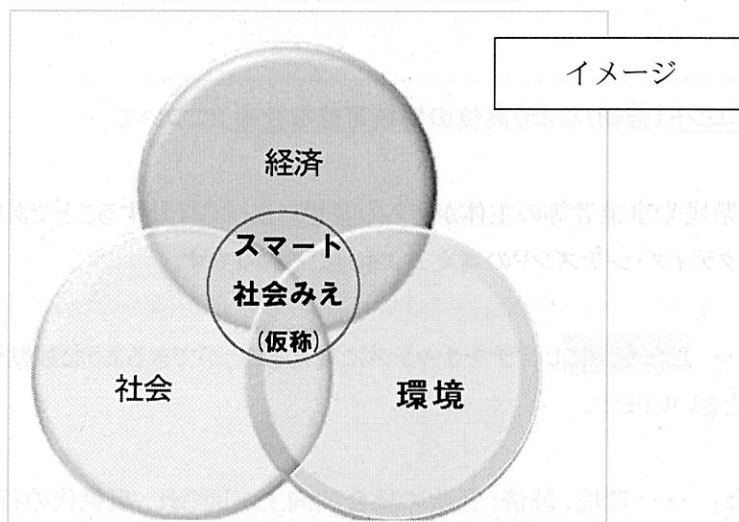
⁸ 環境、経済、社会の統合的向上については、「持続可能な開発目標(SDGs)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や国の「第五次環境基本計画」等において、その重要性が示されています。

⁹ ZEH((net) Zero Energy House)、ZEB((net) Zero Energy Building)は、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支が(正味)ゼロとすることをめざした住宅、建築物」のことです。

¹⁰ 脚注(12)を参照のこと。

生可能エネルギーの導入や省エネルギー等の資源利用の高効率化を推進することで、環境負荷の軽減だけでなく、事業者、ひいては地域や国の競争力強化にも資するものであり、多面的に効果を享受できる可能性が生まれることも考えられます。

図 2-1 計画の基本方針のイメージ



(注)「スマート社会みえ (仮称)」とは、2030 年度にめざすべき持続可能な社会のことです (次項参照)。

(2) めざすべき持続可能な社会

ア 長期ビジョン(2050 年におけるめざすべき姿)

三重県環境基本計画のめざすべき持続可能な社会については、まず長期的な視点で、バックキャスティング¹¹の考え方(めざすべき姿を規定し、そこから逆算して考える手法)に基づき、目標を設定します。長期ビジョンについては、パリ協定に基づく政府の長期戦略や「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の目標年に準じて、2050 年を目標年として設定し、「自律的かつレジリエント¹²(強靱)なより高位の持続可能な社会」の実現を目標として掲げることとします。

この「自律的かつレジリエント(強靱)なより高位の持続可能な社会」とは、新たな課題等に対して、迅速かつ柔軟にイノベティブな解決策をみだし実践できるような社会であり、多様な主体間の協創を通じた分野横断的な取組により、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会をいいます(図 2-2 参照)。

¹¹ 「バックキャスティング(backcasting)」によるアプローチは、「未来」の目的(理想像)を起点として、そこから逆算して「今」何をすべきかを考えること。これと対をなすのが、「フォアキャスティング(forecasting)」思考であり、この手法は、「今」を起点とする思考法です。

¹² レジリエント(resilient)とは、「弾力的な/弾性のある」、「強靱な」、「しなやかな」の意味の形容詞であり、名詞形は、レジエンス(resilience)。レジエンスは、「回復力」と訳されることもありますが、本計画においては、単に「粘り強さ + 迅速な回復」という意にとどまらず、状況の変化やピンチに陥った場合、それをチャンスに変え、元の状態よりもより良い状態にまで移行(“bounce back”)できるような「強靱性、しなやかさ」としてとらえることとします。(参考:「Transformation towards sustainable and resilient societies in Asia and the Pacific」(2018), the United Nations (ESCAP), the Asian Development Bank (ADB) and the United Nations Development Programme (UNDP))

具体的には、(1)再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化が進み、二酸化炭素回収有効利用(CCU)等の技術導入等が進められた「脱炭素社会」(県域からの温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる社会)、(2)資源生産性が究極的に改善され、資源投入量・廃棄物量が極限まで抑制された「循環型社会」、(3)自然環境等の地域資源を最大限に活用した「自然共生社会」、(4)健全で恵み豊かな環境を継承している社会の4つの社会が実現していることをめざします。

「自律的かつレジリエント(強靱)なより高位の持続可能な社会」について

「自律的」・・・県民や事業者等の主体が自らの意思によって行動することであり、アクティブ・シチズン¹³の考え方にも通じるものです。

「レジリエント」・・・しなやかにピンチをチャンスに変えることができるような強靱性を持つことをいいます。

「持続可能な社会」・・・環境、経済、社会の統合的向上が図られ、現世代の行動により、将来世代がプラスのレガシーを受けることができるような社会をいいます。

イ 2030年度までにめざすべき姿:「スマート社会みえ(仮称)」

この計画の目標年度である2030年度(令和12年度)のめざすべき姿については、2050年における長期ビジョンをもとに、脱炭素社会を見据えた「I 低炭素社会」の構築をはじめ、「II 循環型社会」、「III 自然共生社会」、「IV 生活環境保全が確保された社会」の構築を目標として掲げ、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会の実現をめざします。

I 低炭素社会

- ・ 気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する「緩和策」や、既に起こりつつある温暖化の影響や中長期的に避けられない影響に対して適切に対応する「適応策」が着実に進み、長期ビジョン(2050年目標)で掲げる「脱炭素社会」の実現につながるような「低炭素社会」を構築
- ・ 再生可能エネルギーの導入、イノベーションの創出や活用を通じて、低炭素社会を実現
- ・ Society 5.0¹⁴の実現により、生活の快適性や産業の生産性の向上が図られるとともに、イノベーション・エコシステムの構築が進められ、資源効率・炭素生産性の高い社会を実現

¹³ 社会における自らの役割と責任を自覚し、積極的に社会に参画する住民をあらわす言葉。アメリカ合衆国の第35代大統領であるJ.F. ケネディが、大統領就任演説の中で、「祖国があなたに何をしてくれるのかを尋ねてはなりません。あなたが祖国のために何ができるかを考えて欲しい。」とアクティブ・シチズンである必要性を訴えた言葉が有名です。

¹⁴ 「Society 5.0」については、「第3章 施策体系と施策内容」の「I. 低炭素社会の構築」における補足説明を参照のこと。

II 循環型社会

- ・ ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・ 排出された廃棄物は地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成
- ・ 廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現

III 自然共生社会

- ・ 県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において生物多様性に配慮した行動がとられている社会を実現
- ・ 地域の自然環境等に基づく「生態系サービス」の持続可能な活用が促進され、快適で豊かな社会を実現
- ・ グリーンインフラの整備が促進されるなど、自然環境の有する機能を活用することによって、快適性や災害等に対するレジリエンス(強靱性)の向上が図られた社会を実現

IV 生活環境保全が確保された社会

- ・ きれいな大気・水環境等が保全されることなどにより、県民が安全・安心で、快適な生活を営める社会を実現
- ・ 県民が健全で恵み豊かな環境を享受することができる社会を実現

この持続可能な社会については、「スマート社会みえ(仮称)」と名付け、「オール三重」でその実現に向けた取組を進めていくことをめざします。「スマート社会みえ(仮称)」の「スマート」とは、英語の“SMART”本来の意味(「賢い」、「明敏な」、「粋な」等)に加え、その各文字を頭文字とする次の単語から成り立つ合成語でもあり、環境施策を推進していく上で大切に考える考え方を示しています。

S	ustainability(持続可能性)
M	ultiplication (= Innovation) (“掛け算”の発想に基づいたイノベーション)、 Multi-benefit approach(複数の課題の同時解決をめざしたアプローチ)
A	ctive Citizen(アクティブ・シチズン)、Autonomy(自律性)、 Agility(時勢に遅れない、また時勢を先取りした対応の迅速性、機敏性)
R	esilience(レジリエンス、強靱性)
T	ransformation(目標の実現に向けた変革)

図 2-2 めざすべき持続可能な社会「スマート社会みえ(仮称)」についての考え方

【2050 年の めざすべき姿:

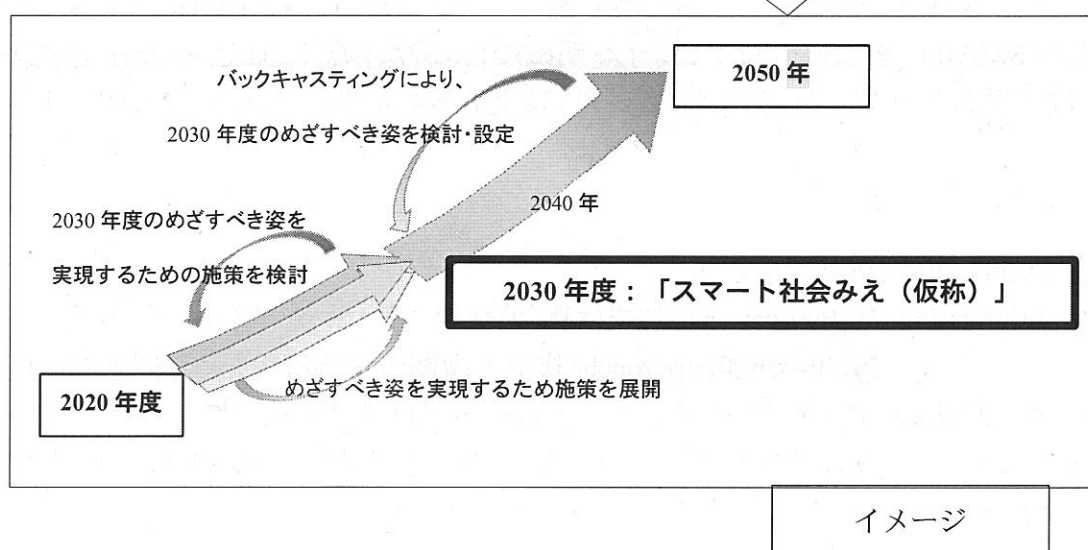
自律的かつレジリエント（強靱）なより高位の持続可能な社会】

- ・ 多様な主体間の協創を通じた分野横断的な取組により、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会
- ・ 新たな課題等に対し、迅速かつ柔軟にイノベティブな解決策をみいだし実践できるような 自律的かつレジリエント（強靱）な課題解決型社会

- 再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化が進み、二酸化炭素回収有効利用（CCU）等の技術導入等が進められた「脱炭素社会（県域からの温室効果ガスの排出量が実質ゼロとなる社会）」を実現

【参考】国の「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」における目標：
今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素化を実現することをめざすとともに、
2050 年までに 80%の温室効果ガスを削減

- 資源生産性が究極的に改善され、資源投入量・廃棄物量が極限まで抑制された「循環型社会」を実現
- 自然環境等の地域資源を最大限に活用した「自然共生社会」を実現
- 健全で恵み豊かな環境を継承している社会を実現



1. 施策体系

「スマート社会みえ(仮称)」を実現するための施策については、計画の基本方針に基づき、「Ⅰ 低炭素社会の構築」、「Ⅱ 循環型社会の構築」、「Ⅲ 自然共生社会の構築」、「Ⅳ 生活環境保全の確保」に加え、各施策を推進していくための基盤として、“エンジン(駆動力)”となるような「Ⅴ 共通基盤施策」の5本を柱として推進していくこととします(図3-1)。

2. 施策の推進

施策の推進にあたっては、環境課題の解決だけではなく、経済・社会的な課題の解決にも貢献することができるよう、次に示す3つの視点に基づくこととします。

◇ 視点1: 環境、経済、社会の統合的向上

環境、経済、社会の統合的な向上を図っていくというSDGsの考え方を取り入れ、環境施策を主軸とし、総合的な観点から分野横断的な取組を推進します(図3-2参照)。

また、環境面における目標達成に加え、県の総合戦略の長期的展望(目標)に通じる、地域の経済産業の活性化、安全・安心な快適環境の実現、防災・減災に対するレジリエンス(強靱性)の向上といった経済・社会面における目標の実現に対しても貢献していくことを重視します。

◇ 視点2: 協創(パートナーシップ)によるアプローチ

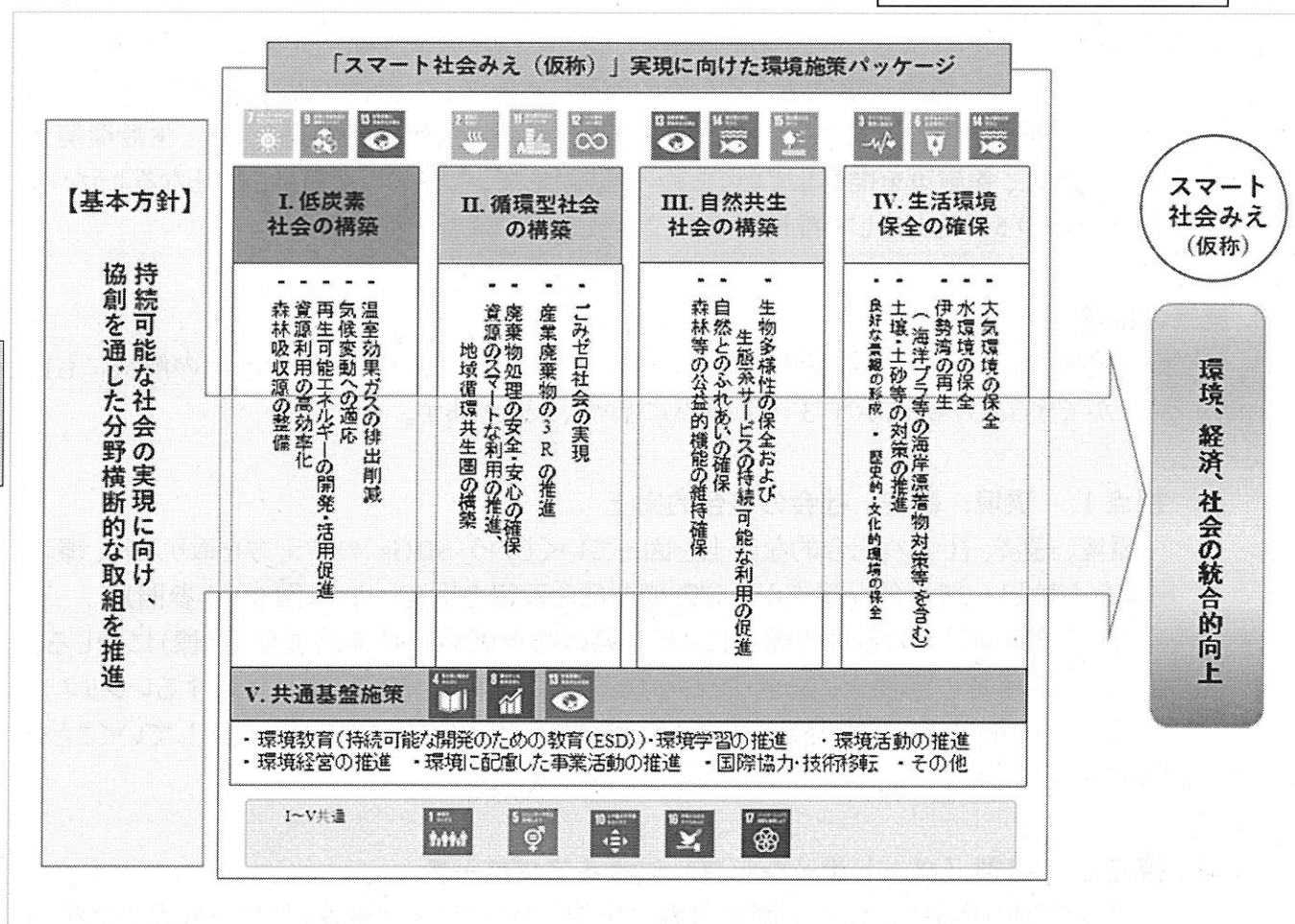
環境施策の推進において、関係分野の施策とのシナジー(相乗)効果を最大限に生かし、経済・社会分野におけるマルチベネフィットの実現につなげていくという考え方のもと、このような価値観を多様なステークホルダー間で共有し連携を深め、協創を通じて、環境、経済、社会の統合的な向上を実現するというアプローチを重視します。

◇ 視点3: イノベーションの促進・活用

技術、ビジネスモデル、ライフスタイル等に関するイノベーションを促進し、多様な異種要素の融合・連携(新結合)等の“掛け算”の思考に基づいた新たな価値の創出・活用を通じて、環境、経済、社会の統合的な向上の実現をめざすことを重視します。

図 3-1 施策体系図(イメージ)案

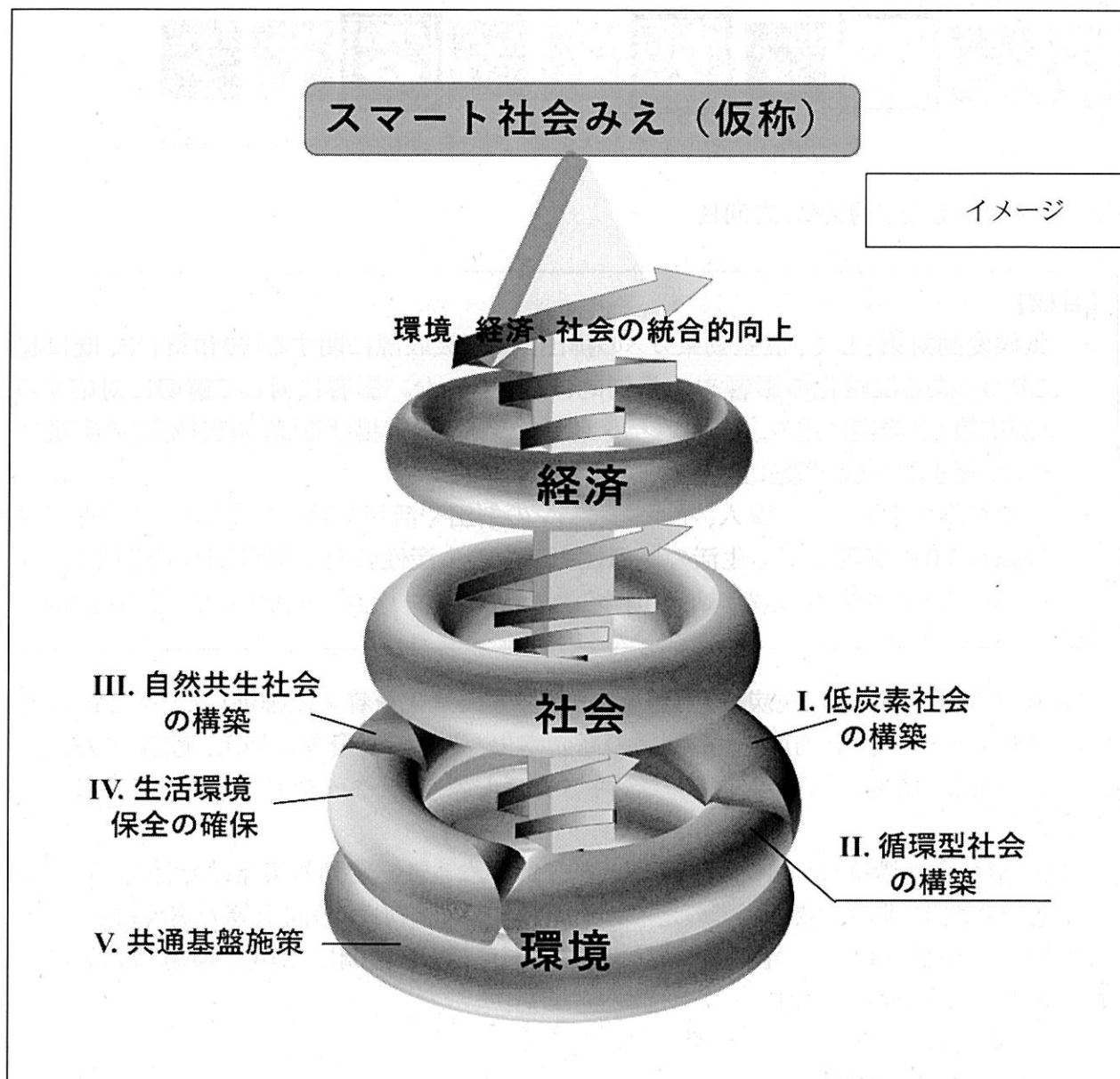
イメージ



(注)

- 上図においては、各施策に対して、SDGsの1～17までの項目（ゴール）のうち、特に関連の深い項目についてのみ、マッピングしています。
- 「スマート社会みえ（仮称）」の「スマート」については、英語の“SMART”本来の意味（「賢い」、「明敏な」、「粹な」等）に加え、その各文字を頭文字とする次の単語から成り立つ合成語でもあり、環境施策を推進していく上で大切にしている考え方を示しています（詳細は、第2章第4項（2）を参照のこと）。

図 3-2 環境、経済、社会の統合的向上を通じた持続可能な社会の実現(イメージ)



I. 低炭素社会の構築



(注) 関連する SDGs の項目（ゴール）のアイコンを記載（特に関連の深い項目については、囲み線により強調）

i 目標および施策展開の方向性

【目標】

- ・ 気候変動対策として、温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する「緩和策」や、既に起こりつつある温暖化の影響や中長期的に避けられない影響に対して適切に対応する「適応策」が着実に進み、長期ビジョン(2050 年目標)で掲げる「脱炭素社会」の実現につながるような「低炭素社会」を構築
- ・ 再生可能エネルギーの導入、イノベーションの創出や活用を通じて、低炭素社会を実現
- ・ Society 5.0 の実現により、生活の快適性や産業の生産性の向上が図られるとともに、イノベーション・エコシステムの構築が進められ、資源効率・炭素生産性の高い社会を実現

2050 年に実現すべき「脱炭素社会」を見据え、低炭素化を着実に推進していくため、再生可能エネルギーの導入・利用、資源利用の高効率化、森林の整備等に加え、適応の取組を推進するとともに、技術、ライフスタイル、ビジネスモデル等のイノベーションを促進していくことが重要です。

「低炭素社会の構築」に向けた取組については、単なる気候変動対策だけでなく、地域の経済産業の活性化、防災・減災面での地域のレジリエンス(強靱性)の向上等の実現に資すべき施策としても位置づけ、他の関係施策分野の取組とも連携・協調しながら、環境、経済、社会の統合的な向上をめざします。

〈協創による取組の推進〉

本施策に係る取組を着実かつ効果的に展開するためには、県民、事業者等のさまざまな主体との協創によるオール三重での取組が必要不可欠です。県民の皆さんには、一人ひとりが、環境に対する意識を高め、日々の生活の中で省エネルギー化に取り組むなどして低炭素型のライフスタイルへの転換を進めることが求められています。また、社会全体において低炭素型の建築物・住宅や自動車の普及が進むなどして、環境にやさしい低炭素社会へと移行していく必要があります。

事業者の皆さんには、再生可能エネルギーの導入や資源利用の高効率化を図るなどして温室効果ガスの排出量の削減に取り組むことが求められます。また、学術・研究機関等と連携するなどして、低炭素化に資するイノベーションの創出・促進に取り組んでいくことが重要であると考えられます。

ii 環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方

「低炭素社会の構築」に係る主な(個別の)取組の概要については次項で述べますが、ここでは、当該施策において主な取組項目として掲げている、「再生可能エネルギーの開発・活用促進」、「資源利用の高効率化」に主眼を置き、環境、経済、社会の統合的向上という観点から、環境施策を主軸とした分野横断的な取組の方向性(イメージ)について記載します。

【再生可能エネルギー等の導入促進を通じた暮らしの快適性・自律性の改善】

民生部門への再生可能エネルギーの導入等(ZEH や ZEB の導入、スマートコミュニティ¹⁵の構築等を含む)が進めば、化石燃料の使用量の削減に伴う温室効果ガスの排出量の抑制という環境面における効果だけでなく、エネルギー・コストの削減に寄与すると同時に、QOL(生活の質)、快適性の向上にもつなげられるという可能性もあります。また、再生可能エネルギー等の導入の面的な展開が進めば、地域のエネルギーの自給率(自律性)が向上し、防災・減災面での地域のレジリエンス(強靱性)の向上というメリットにもつながります。

民生部門においては、現状として温室効果ガス排出量の削減が進んでいないことから、低炭素化につながる建築物・住宅の普及や、環境志向型のライフスタイルの転換を促進するなど、さらなる取組の推進が必要となります。

【再生可能エネルギー等の導入促進を通じた産業の競争力強化】

産業分野については、再生可能エネルギーの導入、資源利用効率化(省エネルギー化等)の推進と併せて、製造工程・流通・サービス等における業務改善(イノベーション)を図り、生産性の向上を進めていくことは、事業者ひいては地域や国の競争力強化にもつながると考えられます。例えば、製造工程において、省資源化や歩留まり改善のための取組等を進めることにより、生産性の向上が実現されると同時に、廃棄物の削減といった環境面のメリット(同時に処理コストの削減)が実現され、事業収益性の向上にもつながる可能性があります。

また、再生可能エネルギーの導入を促進するなどして化石燃料への依存度を減らすことは、国際的な経済・社会情勢のような外的要因による原油等の価格変動リスクを抑制することにもつながり、事業戦略上のメリットが生まれるだけでなく、企業価値の向上等により、新たな商機につながることも想定されます。昨今の「RE100」イニシアティブ¹⁶に代表される

¹⁵ 太陽光をはじめとする再生可能エネルギーは出力の変動が激しく、大量導入により、電力ネットワークに電圧の上昇、周波数調整力の不足といった課題が生じます。スマートコミュニティとは、こうした課題に対応するため、エネルギー管理システム、蓄電池、IT(情報技術)等を活用し、従来コントロールを行うことが困難であった需要側も含め、地域における効率的なエネルギー管理を可能とする分散型システム(従来の火力発電所等の大規模な集中型の施設で発電して、各家庭等の需要者に送電するシステムに対し、地域レベルでエネルギー供給を行い、その地域内で利用するような地産地消型のシステム)のことです。

¹⁶ ^{アールイー} R E 100 は、事業運営に必要な電力を 100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が参加する国際的な取組であり、「The Climate Group(地球温暖化を 2℃以内にするための気候変動対策を推進することをミッションとする国際環境 NGO)」が、「CDP(世界の上場企業を対象に気候変動、森林資源、水資源への取組を調査しその情報を開示、評価する国際環境 NGO)」とのパートナーシップの下で運営しています。

ように、積極的に再生可能エネルギーが導入されるような社会的動向もみられ、今後、これらの潮流は普及・深化し、近い将来、事業者にとって再生可能エネルギーの導入は社会的要請に応える当然の行為として認められるようになると予想されることから、脱炭素化を見据えた低炭素化への早期の取組は必要不可欠であると考えられます。

このようなことから、産業分野、とりわけ県内産業において事業者数で大多数を占める中小企業による再生可能エネルギーの導入、資源利用の高効率化等を通じた低炭素化への取組促進は、地域経済振興の観点からも極めて重要です。

【イノベーションの創出・促進】

再生可能エネルギーや資源利用効率化等に関するイノベーション(技術開発等)の創出を促進するとともに、イノベーションが継続的に創出されるようなエコシステムを構築していくことは、低炭素化の観点のみならず、持続可能な地域経済の発展、産官学連携の促進、人材の育成等の観点からも重要であるといえます。

技術的イノベーションについては、例えば、国の「Society 5.0」構想において中核的な技術として掲げられている IoT(Internet of Things)や人工知能(AI)等を活用することにより、多様な分野において、省エネルギー・省資源化の促進、再生可能エネルギーのさらなる活用が推進されるとともに、生活の快適性の向上も図られる可能性が高く、そのような技術の開発や導入を促進していくことは、環境、経済、社会の観点から重要であると考えられます。

三重県においては、四日市市に日本有数の石油精製・石油化学コンビナートが構築されてきた経緯があり、現在においても県の産業を支える大きな存在となっています。このような背景から、水素の利活用やバイオリファイナリー¹⁷等の推進については一定の素地があると思われ、今後、多様な主体間の連携を通じて脱炭素化に向けた可能性を追求していくことが重要であると考えられます。

また、長期的には、二酸化炭素回収貯留(CCS)¹⁸や二酸化炭素回収有効利用(CCU)¹⁹技術(両者あわせて「CCUS」技術と呼ぶこともあります)は、気候変動緩和において鍵となる技術として期待が寄せられており、技術革新やその導入促進が求められています。

ビジネスモデルに係るイノベーションについては、今後、再生可能エネルギーの導入促進が一層進み、電力需給バランスの均衡化・安定化へのニーズがさらに高まることが予想されることから、例えば、アグリゲーター²⁰の役割がより重要となったり、安定した電力供給・利用のためアンシラリーサービス²¹の需要が高まったりするなど、再生可能エネルギーの

¹⁷ バイオリファイナリー(biorefinery)とは、再生可能資源であるバイオマスを原料にバイオ燃料や樹脂などを製造するプラントや技術のことをいいます。

¹⁸ 二酸化炭素回収貯留(CCS:Carbon dioxide Capture and Storage)とは、工場や発電所等から排出される二酸化炭素を大気放散する前に分離・回収し、地下等へ貯留すること、またその技術のことです。

¹⁹ 二酸化炭素回収有効利用(CCU:Carbon dioxide Capture and Utilization)とは、回収した二酸化炭素を分解・合成により有機物の製造に利用すること、またその技術のことです。

²⁰ 需要家の電力需要を束ねて効果的にエネルギーマネジメントサービスを提供する主体のことです。

²¹ 供給される電力の品質を維持するための、技術的、運用的なしくみのことをいいます(例えば、需給バランスの監視、系統運用、電圧・周波数の調整等)。

普及に伴う新たなビジネス・産業が振興する可能性が想定されます。このようなことから、脱炭素社会の実現に向けた環境関連のビジネスの振興は、一層重要となってくると考えられます。

【Society 5.0 について²²⁾】(参考:内閣府ホームページ)

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のことであり、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、「第5期科学技術基本計画」において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

Society 5.0 で実現する社会は、IoT(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車等の技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差等の課題が克服されます。社会の変革(イノベーション)を通じて、これまでの閉塞感を打破し、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となります。

【生物多様性保全等に配慮した再生可能エネルギー事業の推進】

再生可能エネルギーの導入に関しては、その促進と同時に配慮すべき点があり、これらに対しては、可能な限り、プロアクティブに(積極的に、先手を打って)対応しておく必要があります。

例えば、大規模な自然開発型の再生可能エネルギー開発事業(大規模太陽光発電所や風力発電所の開発事業等)等については、自然共生(生物多様性の確保や人と自然とのふれあいの確保等)や地域住民の安全・安心の確保の観点から十分な配慮と対策が実施されることが求められます。

具体的な対策例としては、可能な限り実効性のある環境影響評価(EIA:Environmental Impact Assessment)・戦略的環境アセスメント(SEA:Strategic Environmental Assessment²³⁾)の実施を徹底したり、ゾーニング(土地利用の目的に応じた区域設定)の考え方について検討していきます。また、併せて、ソーラーパネル等の資材が寿命を終えた際のリサイクルに係る手法や体制については、できるだけ早期に準備しておくことも廃資材の不法投棄の未然防止等の観点から重要です。

²²⁾ 内閣府ホームページ: https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html

²³⁾ 環境影響評価の「配慮書」のステージに相当します。

iii 主な取組

- ・ 温室効果ガスの排出削減
 - 産業部門、民生業務その他部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、「地球温暖化対策計画書制度」に基づく事業者の自主的な削減取組を促進するとともに、脱炭素化を見据えた環境経営の促進を図ります。
 - 民生家庭部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、家庭での省エネ家電の導入や ZEH の導入、断熱改修等、住宅の省エネルギー化を促進するとともに、三重県地球温暖化防止活動推進センターをはじめとするさまざまな主体と連携し、環境教育や環境学習、普及啓発活動を行い、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。
 - 運輸部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、エコドライブの普及や電気自動車等の導入等を促進するとともに、公共交通機関や自転車の利用促進を図ります。
 - 温室効果ガスの排出削減につながる環境教育等に取り組む市町等を支援するなど、地域で取り組む低炭素なまちづくりの取組を広げていきます。
- ・ 気候変動への適応
 - 三重県気候変動適応センターと連携して、気候変動影響や適応に関する情報の収集・提供を行い、適応の取組を促進していきます。
 - 「三重県地球温暖化対策実行計画」の改定に併せて、三重県における適応に関する施策の推進を図るための計画を策定します。
 - 農業生産における気候変動対策として、高温でも品質の優れるコメの品種の開発を進めています。また、果樹や野菜においても、温暖化に適応可能な作目の検討や栽培管理技術の開発を進めています。
 - 水産分野における温暖化対策として、黒ノリの高水温耐性品種を開発し、生産者への普及を進めています。
- ・ 再生可能エネルギーの開発・活用促進
 - 再生可能エネルギーの利用を促進します(太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、バイオマス発電、バイオマス熱利用、中小水力発電等)。また、再生可能エネルギーの普及や効率的な利用に資するような技術やシステム等の導入を促進します(バッテリー等のエネルギー貯蔵技術、HEMS/BEMS/FEMS/CEMS²⁴等のシステム、スマートコミュニティ等)。

²⁴ エネルギー監理システム(EMS: Energy Management System)とは、エネルギーの消費を監視/制御するシステムのことであり、電力使用量の可視化、節電(CO₂削減)のための機器制御、ソーラー発電機等の再生可能エネルギーや蓄電器の制御等を行います。管理対象により、住宅向けのHEMS(Home EMS)、商用ビル向けのBEMS(Building EMS)、工場向けのFEMS(Factory EMS)、地域向けのCEMS(Community EMS)という名称が、それぞれ付けられています。

- 一定規模以上の再生可能エネルギー事業、とりわけ自然開発型の事業については、適切な環境影響評価(環境アセスメント)の実施を通じて、実施事業者に対して生物多様性の保全や周辺環境等への配慮・対策を促します²⁵。また、生物多様性については、保全上重要な地域のゾーニング(土地利用の目的に応じた区域設定)の検討を行っていくことも重要であると考えられます²⁶。
- ・ 資源利用の高効率化(省エネルギー等)
 - 省エネルギー技術やエネルギー変換効率の高い技術等(ヒートポンプ、燃料電池、コージェネレーション等)の導入による資源利用の高効率化を促進します。
 - 生産性・エネルギー効率性の向上に資する技術の導入やマネジメントの改善等(例えば、生産方法(プロセス・制御方法等)の改善、生産体制や管理方法の改善、新たな資源への代替といったイノベーション等)による資源利用の高効率化を促進します。
 - 化石燃料由来の原材料・副生成物や熱エネルギー(排熱を含む)等の「資源」の有効利用を通じて、(単一事業者のみの取組だけでなく、複数事業者“群”、地域、あるいは県域等のレベルにおいて総体として)化石燃料の利用量が可能な限り抑制されるような取組を促進します。
- ・ 森林吸収源の整備
 - 県産材の利用促進等、森林資源の有効利用を図りながら適正に森林を管理するため、間伐等の森林整備を進めます。
 - 県内の幅広い企業や団体等における木づかいの取組を推進する(第3章 コラム④(三重県「木づかい宣言」事業者登録制度)参照)とともに、木づかいに係る積極的な情報発信を行います。

iv 関連する計画等

- ・ 三重県消費者施策基本指針
- ・ 三重県新エネルギービジョン
- ・ 三重県地球温暖化対策実行計画
- ・ 三重県防災・減災対策行動計画
- ・ 三重の森林づくり基本計画

²⁵ 環境影響評価については、第3章の「V. 共通基盤施策」を参照。

²⁶ 第3章の「III. 自然共生社会の構築」における【生態系ネットワーク形成促進のためのゾーニングに関する取組】を参照。

(施策「I 低炭素社会の実現」に関連する取組事例)

コラム② 松阪市の新電力事業²⁷を通じたエネルギーの地産地消の取組

【イノベーション(異種要素の“掛け算”)による新たな価値創造モデル】

地域の資源の活用(廃棄物発電)

$$\begin{aligned} & \times \text{自治体出資型の新電力事業} \times \text{エネルギーの地産地消} \\ & = \text{低炭素化の推進} \cdot \text{地域活性化の推進} \end{aligned}$$

【概要】

- 松阪市では、「松阪市クリーンセンター」の一般廃棄物焼却施設において、ごみを焼却する際に発生した熱エネルギーを蒸気として回収し、その蒸気でタービンを回すことにより発電を行う「廃棄物発電」を行っています。廃棄物発電は、未利用の資源・エネルギーの有効活用方法の1つであるとともに、電力消費地に隣接した分散型の安定かつ調整可能な電源であること、さらに、2017年(平成29)年4月に改正施行された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(「改正FIT制度」)」において廃棄物発電のバイオマス比率分の固定価格買取が認められていることなどから、近年関心が高まりつつあります。
- 松阪市は、東邦ガス株式会社、株式会社第三銀行、三重信用金庫(現・桑名三重信用金庫)との共同出資で、小売電気事業を行う新電力事業会社「松阪新電力株式会社」を2017年(平成29年)11月に設立し、同社を通じて「松阪市クリーンセンター」で発電された電気を松阪市の公共施設等へ供給することで、エネルギーの地産地消を実現しています。このような地域新電力会社の設立に自治体が参画してエネルギー供給事業を推進するというモデルは、東海3県では初であり、地域資源・エネルギーの地産地消の新たな推進形態として注目されています。
- また、松阪新電力株式会社の事業収益は、松阪市が地域振興のために設立した基金に寄付され、さまざまな地域活性化の取組の推進に活用されることになります。

²⁷ 一連の電力自由化の動きの中で、2000年の小売業の部分自由化が行われた際、大手電力会社(一般電気事業者)とは別に新規に参入し、電気の小売を行う事業者は、「特定規模電気事業者(PPS: Power Producer and Supplier)」と呼ばれていましたが、その後、経済産業省は2012年3月、PPSという呼称が分かりにくいという指摘が以前から多かったことを受け、新たに進出した電力会社という意味で、PPSを「新電力」という名称に変更しました。

また、地域内の発電電力を最大限に活用し主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業を「地域新電力」といい、地域新電力の小売電気事業者として登録をしている事業者の中には、地方自治体が出資しているものもあり、その場合、「自治体新電力」と呼ばれることもあります。

【主な効果】～「環境、経済、社会の統合的向上」という観点から～

- ・ 地域に必要なエネルギーを海外から輸入される化石燃料等に頼らず、一般廃棄物に含まれる地域の再生可能なエネルギー資源によって賄うことで、エネルギーの地産地消を実現するとともに、低炭素化の推進に寄与しています。
- ・ また、本取組によって生み出された収益を地域の中で循環させることにより、地域活性化につながると期待されています。

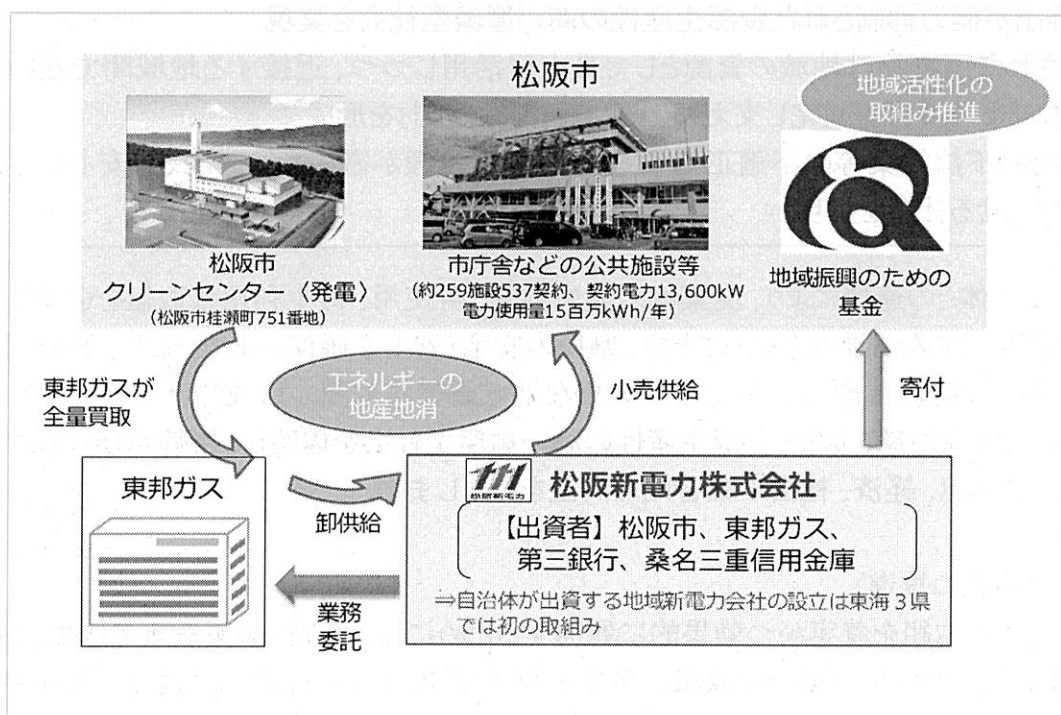


図 新電力事業を通じたエネルギーの地産地消の取組

(出典：松阪市作成資料)

II. 循環型社会の構築



i 目標および施策展開の方向性

【目標】

- ・ ライフサイクル全体で、資源の有効利用、資源循環の促進等が図られ、廃棄物の発生・排出が極力抑制された資源生産性の高い循環型社会を実現
- ・ 排出された廃棄物は地域の資源として最大限活用しつつ、近接する地域間で互いの特性に応じて資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を形成
- ・ 廃棄物の不法投棄等の不適正処理がなく、適正処理が徹底され、県民が安心して快適に暮らせる社会を実現

さまざまな主体との連携により、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の取組を進めるとともに、適正処理のさらなる推進を図ることで、県民の安全・安心を確保します。また、他の関係施策分野の取組と連携・協調しながら、多種多様な地域循環共生圏の形成やライフサイクル全体での徹底的な資源循環を図り、資源生産性の高い循環型社会を構築し、持続可能な社会を実現することで、環境、経済、社会の統合的な向上をめざします。

〈協創による取組の推進〉

本施策に係る取組を着実かつ効果的に展開するためには、県民、事業者等のさまざまな主体との協創によるオール三重での取組が必要不可欠です。県民の皆さんには、一人ひとりが、環境に対する意識を高め、日々の生活の中でごみの発生・排出を極力抑制するとともに、資源のスマートな利用に努めるなど、より環境負荷の少ないライフスタイルへ転換していくことが求められます。

事業者の皆さんには、廃棄物の発生・排出を極力抑制するとともに、ライフサイクル全体で資源循環の徹底を図り、資源生産性の向上を図るなど、より環境に配慮した事業活動を行うことが求められます。

ii 環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方

「循環型社会の構築」に係る主な(個別の)取組の概要については次項で述べますが、ここでは、当該施策において主な取組項目として掲げている、「資源のスマートな利用の推進、地域循環共生圏の構築」に主眼を置き、環境、経済、社会の統合的な向上という観点から、環境施策を主軸とした分野横断的な取組の方向性(イメージ)について記載します。

【多種多様な地域循環共生圏の形成による地域の活性化】

地域循環共生圏の構築に向けた取組の推進については、資源投入量の削減、廃棄物の削減といった環境面におけるメリットだけでなく、それに伴う資源調達、廃棄物処理に要するコスト削減につながることから、産業分野等における競争力の強化につながるものと考えられます。また、世界全体の人口増加や経済成長により、今後、顕在化・深刻化してくることが懸念されている資源制約の問題の緩和に寄与し、地域の自立性の向上に貢献するものと考えられます。その他、地域循環共生圏の取組においては、循環資源の利用に付加価値を創出することで、地域の活性化を促進する取組にもつなげることができると考えられます(コラム③参照)。

このように、地域循環共生圏の形成は、資源生産性の高い循環型社会の構築に加え、地域の活性化等、環境、経済、社会の統合的な向上につながることから、さまざまな主体との協創により多種多様な地域循環共生圏の形成を促進していくことが重要と考えられます。

【ライフサイクル全体での徹底的な資源循環による環境、経済、社会の統合的な向上】

資源生産性の高い循環型社会を構築していくためには、廃棄段階における廃棄物対策への取組だけでなく、資源確保から製品の生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等に至るライフサイクル全体で資源循環の徹底を図り、“資源のスマートな利用”を促進していくことが重要です。こうした取組は、環境負荷の低減だけでなく、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」という「Society5.0」の実現に資するものであり、新たなイノベーションやビジネスモデルの創出にもつながるものと考えられます。例えば、IoT、AI 等を活用し、販売情報、消費者情報、季節・日時等の情報をもとに、小売店等における高精度な来客予想を行うことで、昨今問題となっている食品ロスの削減に加え、事業者の経営合理化、消費者の利便性の向上等、さまざまなメリットにつながることを期待されます。その他、サービサイジング²⁸、シェアリングの普及やストック型社会の構築等の促進は、廃棄物対策だけでなく、経済面や社会面の向上につながることを期待されます。

このように、ライフサイクル全体での資源循環を図っていく取組は、資源生産性の高い循環型社会の構築に加え、「Society5.0」の実現や新たなイノベーションの創出等、環境、経済、社会の統合的な向上につながることから、その徹底を図っていくことが重要と考えられます。

【食品ロスの削減による環境、経済、社会の統合的な向上】

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、食品ロスの削減に向けた取組は、資源のスマート

²⁸ 単なるモノの提供ではなく製品の機能を提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用量の適正化によって環境負荷を低減することを狙いとしています。経済産業省では、サービサイジングのうち、環境面で特に優れていたパフォーマンスを示すもの(例:製品の生産・流通・消費に要する資源エネルギーの削減、使用済み製品の発生抑制)を「グリーン・サービサイジング(green servicizing)」と定義しています。

な利用、廃棄物の削減、気候変動対策につながるだけでなく、飢餓の撲滅にも寄与するものと考えられます。また、フードバンク等の未利用食品等を提供するための活動は、生活困窮者への支援等、社会福祉の向上にもつながるものと考えられます。

このように、食品ロスの削減を進めていくことは、資源生産性の高い循環型社会の構築に加え、環境、経済、社会の統合的な向上につながることから、食品の生産から消費等に至るまでの各段階に関わるさまざまな主体と連携するとともに、未利用食品等を提供するための活動の支援等を推進していくことが重要と考えられます。

【万全な災害廃棄物の処理体制の構築による地域のレジリエンス(強靱性)の向上】

大規模災害時には、さまざまな種類の廃棄物が、一度に膨大な量が発生することから、生活環境の保全だけでなく、被災地の早期の復旧・復興を進める上で大きな課題の一つとなります。万全な災害廃棄物の処理体制を構築しておくことは、有事の際の災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に寄与するだけでなく、被災地の早期の復旧・復興につながります。

このように、災害廃棄物処理体制の構築は、生活環境の保全だけでなく、地域のレジリエンス(強靱性)の向上にもつながるものであることから、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や民間事業者団体等との応援協定を締結するなどの取組を進めていくことで、その強靱化を図っていくことが重要と考えられます。

iii 主な取組

・ ごみゼロ社会の実現

- ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された一般廃棄物は、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されるよう取り組みます。
- 環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進し、ワンウェイの容器包装・製品の使用削減や食品ロスの削減等を推進します。特に、食品ロスの約半分が家庭から廃棄されていることから、食べきり運動や環境イベント等による啓発や、家庭での食品ロスの実態調査結果をふまえた効果的な対策を実施します。

・ 産業廃棄物²⁹の3Rの推進

- 産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、資源やエネルギー源として最大限有効活用されるよう取り組みます。
- 排出された産業廃棄物の有効活用においては、質の高いリサイクルへの転換を促進するなどし、資源生産性の高い循環型社会の構築を図ります。具体的には、「三重県リサイクル製品認定制度³⁰」等を的確に運用し、安全・安心なリサ

²⁹ 事業活動に伴って発生した廃棄物のことをいいます。廃棄物の発生量やその物の性質から、燃えがら、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で指定されています。

³⁰ 三重県では、リサイクル製品の利用を推進することで、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境の負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、「三重県リサイクル製品利用推進条例」を施行しており、この条例に基

イクル製品の普及と利用促進に努めるなど、廃棄物の循環利用を推進します。

- ・ 廃棄物処理の安全・安心の確保
 - 排出事業者責任の徹底を図るとともに、処理業者の優良化を促進し、適正処理のさらなる推進を図ります。
 - 災害廃棄物処理に精通した人材の育成に取り組むなど、災害廃棄物処理体制の強靱化を図ることで、県民の安全・安心を確保します。
 - さまざまな主体との連携を強化するとともに、IT(情報技術)を活用するなど、不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見の取組をより一層進め、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。IT の活用事例については、ドローン(無人航空機)および測量システムを導入することによって、安全かつ迅速に正確な廃棄物量の測量や現場状況の把握等を行っている取組があり、これにより不適正処理事業者に対する適切な指導や行政処分を行うことが可能となっています。
 - 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理により生活環境保全上の支障等が生じた4事案(四日市市大矢知・平津事案、桑名市源十郎新田事案、桑名市五反田事案、四日市市内山事案)について行政代執行による環境修復対策を着実に実施するとともに、対策工事終了後に効果確認を行い、県民の安全・安心を確保します。
- ・ 資源のスマートな利用の推進、地域循環共生圏の構築
 - プラスチックや食品を中心に、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、サービサイジングやシェアリングの普及、ストック型社会の構築等、“資源のスマートな利用”を推進します。
 - 排出事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体との協創により、地域特性や資源の性状に応じた多種多様で最適な規模の地域循環共生圏の形成を促進します。

iv 関連する計画等

- ・ 三重県災害廃棄物処理計画
- ・ 三重県消費者施策基本指針
- ・ 三重県廃棄物処理計画
- ・ 三重県 PCB 廃棄物処理計画
- ・ 三重県分別収集促進計画

づき認定したリサイクル製品は、県が行う工事等で優先的に利用しています。

(施策「II 循環型社会の実現」に関連する地域循環共生圏の形成に係る取組事例)

【コラム③】 鈴鹿市内の異種事業者間の連携を通じた食品資源の循環利用の取組
～ 酒粕を原料としたエコフィード(飼料)³¹で育ったブランド豚肉の開発 ～

【イノベーション(異種要素の“掛け算”)による新たな価値創造モデル】

食料品製造(清酒製造)業 × 資源の地域循環 × 畜産農(養豚)業
= 廃棄物の削減・関係事業者の経営改善・競争力強化

【概要】

- ・ 鈴鹿市内の清水清三郎商店株式会社(清酒会社)における「^{ざく}作」の酒造工程で発生する酒粕を同市内にある株式会社ヤマザキファーム(養豚業者)において豚に飼料として与えることにより、新商品「作豚(ZAKUBUTA)」が誕生しました。
- ・ 「作豚(ZAKUBUTA)」の開発³²は、まず、日本酒「作」の生産により発生する酒粕に着目し、三重県畜産研究所において、豚への給与可能性試験が実施されました。その後、同試験結果をもとに株式会社ヤマザキファーム(養豚業者)とのマッチングが行われ、同社の養豚場における実証試験を経て、新たな商品「作豚(ZAKUBUTA)」が完成し、2018年(平成30年)12月から販売されるに至りました。
- ・ 「作豚(ZAKUBUTA)」は、通常飼育の豚肉より飽和脂肪酸が多く含まれ、噛んだ時の歯触りが良く、味わいの深い豚肉に仕上がっています。
- ・ 本事例は、車で10分ほどの距離圏内にある、清水清三郎商店株式会社と株式会社ヤマザキファームとの連携により、もともと不要物であった酒粕を飼料として活用するといった食品資源の循環が行われる「地域循環共生圏」のひとつのモデルであり、環境負荷の軽減だけでなく、豚肉のブランド化にもつながっています。

³¹ 食品残さ等を有効活用した飼料のこと。環境に優しい(ecological)や節約する(economical)等を意味するエコ(eco)と飼料を意味するフィード(feed)を合わせた造語。

³² 「作豚」の開発は、食糧資源を循環利用することを目的に県が平成29年度から取り組むECO畜産物供給体制構築事業の一環で行われたもので、廃棄物排出量の削減等のための産業廃棄物税を活用して実施されました。

【主な効果】～「環境、経済、社会の統合的向上」という観点から～

- ・ 酒粕の飼料化を通じた食品資源の地域循環の実現により、清酒製造業においては廃棄物の排出量の削減、養豚業においては本来廃棄物と処理されるものが有効利用につながるなど、環境負荷の軽減が図られています。
- ・ 清酒製造業においては廃棄物を有効利用したことでの処理コストの削減による収益性の向上、養豚業においては豚肉のブランド化が図られるなどして、関係事業者の経営改善・競争力強化につながると考えられます。



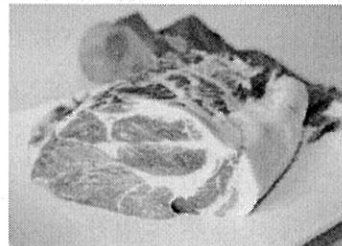
清水清三郎商店株式会社



清水清三郎商店から発生する酒粕



畜産研究所における給餌の様子



作豚(ZAKUBUTA)

III. 自然共生社会の構築



i 目標および施策展開の方向性

【目標】

- ・ 県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において生物多様性に配慮した行動がとられている社会を実現
- ・ 地域の自然環境等に基づく「生態系サービス」の持続可能な活用が促進され、快適で豊かな社会を実現
- ・ グリーンインフラの整備が促進されるなど、自然環境の有する機能を活用することによって、快適性や災害等に対するレジリエンス(強靱性)の向上が図られた社会を実現

三重県は、豊かな山、海、川等の自然に囲まれ、それらの自然から多くの恩恵を享受しています。改めて、豊かな生物多様性が確保された自然から享受している恵み(これを「生態系サービス」(ecosystem services))といえます。)について考えると、その内容は多岐にわたり、私たちが地球上で生物として生存し、安全・安心で快適な生活をするため、さらには地域の自然資源を活用するなどして豊かな経済活動を営み、文化的な生活を実現するにあたって必要不可欠な存在であることが分かります。

このようなことから、「自然共生社会の構築」に関する施策を重点項目の一つとして掲げるとともに、本取組については県の長期総合戦略における政策目標にも通じる、地域の経済産業の活性化、防災・減災面での地域のレジリエンス(強靱性)の向上の実現にも資すべき施策としても位置づけ、他の関係施策分野の取組とも連携・協調しながら、環境、経済、社会の統合的な向上をめざします。

〈協創による取組の推進〉

本施策に係る取組を着実かつ効果的に展開するためには、県民、事業者等のさまざまな主体との協創によるオール三重での取組が必要不可欠です。県民や事業者の皆さんには、一人ひとりが、環境に対する意識を高め、日々の生活の中で、まず多様な生態系サービスを提供する自然環境の重要性と、一度失われてしまった生態系の多様性を取り戻すことの困難性(不可逆性)を強く認識し、さらに、生物多様性保全への取組を一層進めながら、持続的に生態系サービスを活用することによって、より安全・安心で豊かな生活を実現できる可能性を追求していくことが期待されます。

また、私たちの生活に広く恩恵をもたらし、県民共有の財産ともいえる森林を次の世代に引き継いでいけるよう、県民や事業者の皆さんには、森林づくりや木づかいを通じて社会全体で森林を支える行動が期待されます。

【参考】生態系サービスについて

具体的な生態系サービスの内容としては、光合成による酸素の生成、土壌の形成、水等の循環といった地球環境の基盤となる根幹的な作用（基盤サービス）、水や食糧、衣服、住居（木材等）、医薬用資源のような衣食住に関わる多様な資源の供給（供給サービス）、森林による気候の調整や自然災害の軽減等に資する機能（調整サービス）、伝統・風土・景観等の文化多様性の形成（文化的サービス）等があります。生態系は自然環境に依拠するところが多く、そのような面からも、生物多様性の確保は、私たちが安心して快適に暮らしていくためには、欠くことのできない重要な課題であるといえます。



（出典）WWF Living Planet Report

（生きている地球レポート）2016: 要約版

ii 環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方

「自然共生社会の構築」に向けた主な(個別の)取組の概要については次項で述べますが、まずここでは、当該施策において主な取組項目として掲げている「生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進」等に主眼を置き、環境、経済、社会の統合的向上という観点から、環境施策を主軸とした分野横断的な取組の方向性(イメージ)について記載します。

【生物多様性保全を通じた地域資源の活用】

私たちの経済社会活動は、生態系サービスを基本とした地域資源をベースとして成り立っており、地域資源の質の向上が、経済社会活動のさらなる向上につながる可能性があります。森林や里地里山の管理等を通じて創出された美しい自然景観、美味しい水、きれいな空気といった良好な環境、豊かな自然環境が育む食材(農林水産物等)や木材等の資源、歴史的な街並み等の文化的資源等について、その質を向上させることは、人々の QOL(生活の質)の向上、地域資源を活用している事業に資するだけでなく、地域経済全体の高付加価値化、活性化に結び付くと考えられます。

例えば、森林の適切な維持と活用を進めていくなかで、木材を建築用材から木質バイオマス発電の燃料までカスケード利用³³することなどによって森林・林業の振興につながるだけでなく、同時に(吸収源としての森林の整備と木質バイオマスの利用による化石燃料の削減に寄与するという意味で)気候変動対策にもなっており、また、上流域の森林や里地里山の保全は下流域を含めた地域の防災・減災対策にも寄与することから、その効果は極めて大きいといえます。また、他の例として、地域資源の魅力(自然、景観、食、温泉、文化遺産等)を生かした観光産業の振興については、近年の訪日外国人旅行者数増加と相まって、地域活性化の大きな起爆剤となる可能性があります。

このように、地域資源を持続的に活用しようとするもののメリットは多岐にわたることから、地域の経済産業の活性化の観点からも、地域の多様性の源泉となる地域資源の維持、質の向上に向けて、「自然共生社会の実現」に向けた取組を推進していくことには大きな意義があるといえます。

³³ カスケード利用とは、木材を建築用材や合板などのマテリアル利用から、木質バイオマス燃料用チップや薪などのサーマル利用に至るまで多段階に利用することをいいます。

【適切に管理された自然環境の機能を活用したグリーンインフラの推進】

インフラの整備や森林の維持管理等の際には、自然環境が有する生態系サービスを社会におけるさまざまな課題解決に活用しようとする「グリーンインフラ (green infrastructure)」の考え方に沿って、生態系の保全やレクリエーションの場の提供という観点からだけではなく、防災・減災の観点からも、生態系サービスがもつ気候の調整や自然災害の軽減に資する機能を生かしたインフラ整備を進めることが重要です。

「グリーンインフラ」とは、国土交通省によると、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」として定義されており、これと関連して、「生物多様性国家戦略 2012-2020」や「国土強靱化基本法」においては、自然生態系を活用した防災・減災の考え方 (Eco-DRR: Ecosystem-based Disaster Risk Reduction) が示されています。

これまでのインフラ整備においても、グリーンインフラ的思想(例えば、「森林の公益的機能」の活用といった発想)に基づき実施されてきた事例も多くありますが、今後はさらにグリーンインフラの考え方を取り入れ、関係分野のベネフィットが最大限に発現されるよう、各関係者間の連携を通じてより統括的な取組が効果的・効率的に推進されることが求められます。

【生態系ネットワーク形成促進のためのゾーニングに関する取組】

野生生物の多くは、ひとつの生態系のみに生息しているわけではなく、森林と湿地といった隣接する生態系間を移動しています。それらの生物の生息環境を維持するためには、各々の生態系を有機的につなぎ、生態系ネットワークを形成することが重要です。

「生態系ネットワーク」は、「エコロジカル・ネットワーク」とも称され、明確な定義はありませんが、野生生物が生息・生育するさまざまな環境がつながる生態系の連続性・一体性(ネットワーク)を表す言葉として用いられています。「第二次国土形成計画(全国計画)」においては、生物多様性の損失を防ぎ、自然環境の質を向上させるために、生態系ネットワークの形成を促進することが重要であるとの考え方が示されています。

近年は、自然エネルギーを利用した発電施設の設置に伴う里地里山の消失等、開発による生物多様性の損失が懸念されており、生態系ネットワークの形成のための核となる地域を保全することが必要となっています。

そのため、生物多様性保全上の重要な地域についてゾーニングを行い、公共工事をはじめとする開発行為における事業計画段階での地域生態系への配慮を求める他、教育現場や環境学習の場等でも活用を促進し、県民にゾーニングした地域の重要性を浸透させることが生態系ネットワークの形成促進のために重要と考えられます。

iii 主な取組

・ 生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進

➤ 重要な自然環境や野生生物の保全

重要な自然環境や野生生物について、法的規制により、その生息地等の適切な保全を進めます。また、特に保護の必要な希少野生生物について、法令に基づき適切な保全を進めます。

➤ 豊かな里地・里山³⁴・里海³⁵の保全

里地・里山・里海の継続的な利用や恵みを取り戻すため、担い手を確保することによる農林水産業の継続的な推進や農山漁村の多面的機能の維持・再生を行うとともに、環境保全活動のネットワーク化を図るなど、専門家や企業、行政等、さまざまな主体の連携・協働を促進します。

➤ 生物多様性への負荷の抑制

外来生物の侵入や化学物質による汚染が生物多様性に与えている影響を減らすため、その状況を把握し、対策に取り組みます。また、生息数の増加や生息域の拡大により農林水産業等被害が深刻化していることによって、人との軋轢が生じている鳥獣について、生息頭数や被害状況をモニタリング調査により把握するとともに、適正な生息管理を行い、被害対策につなげます。

➤ 生物多様性保全の基盤整備

生物多様性保全を推進するため、その理解・認知度の向上に取り組みます。また、多様な自然環境を保全するため、防災機能との調和を図るとともに生態系を有機的につなぐことをめざし、周辺の生態系や自然環境に配慮した公共事業を行います。

³⁴ 居住地域の近くに広がり、かつては薪炭用材や落葉の採取、農業生産などさまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が維持、形成されてきた地域のことをいいます。森林、農地、ため池、草地等で構成されており、多様な動植物の生息・生育場所になっています。

³⁵ 人間の手で陸域と沿岸域が一体的・総合的に管理されることにより、物質循環機能が適切に維持され、高い生産性と生物多様性の保全が図られるとともに、人々の暮らしや伝統文化と深く関わり、人と自然が共生する沿岸海域のことをいいます。

- ・ 自然とのふれあいの確保

- 自然公園等の整備・活用

国立公園、国定公園、県立自然公園において、豊かな自然とのふれあいを図るため、公園利用施設や自然遊歩道等の施設整備、安全確保のための維持管理を行うとともに、自然公園区域の良好な自然を維持するため、自然公園の保護管理および利用の適正化を進めます。

- サステナブル・ツーリズムの推進

多様な主体とともに豊かな地域資源を活用し、社会に過度な負荷をかけずに来訪者に自然・環境・生活(社会)と調和した地域ならではの魅力を提供するとともに、観光を軸として地域の課題解決にもつながる持続可能な観光地域づくりを推進します。

- 自然とのふれあいを通じた環境意識の向上

豊かな自然や自然から発生する森林文化等にふれあうことにより、その重要さを再認識し、安全・安心、倫理面(違法森林伐採等)の意識の高まり、環境への負荷を軽減し、自然共生の実現につなげます。

- ・ 森林等の公益的機能の維持確保

- 森林環境の保全(三重の森林づくり)

公益的機能の発揮を重視すべき森林(環境林)については、長伐期施業や針広混交林施業等により、樹種や林種が異なり高木から低木まで階層構造が多様で若齢林から老齢林まで林分構造³⁶の発達段階の違うさまざまな森林を育成するとともに、水源かん養機能や生物多様性等の機能が高度に継続して発揮される森林をめざして整備を進めます。

また、人工林であって地位³⁷や地利³⁸等、自然的・社会的条件に照らして客観的に林地生産力が比較的高いと判断される森林(生産林)については、公益的機能を発揮しつつ木材生産機能を発揮させるため、「木を植え、育て、収穫し、また植える」緑の循環のサイクルを確実なものとし、若齢林から老齢林まで林分構造の発達段階が違うさまざまな森林が配置される姿をめざします。(コラム④(森林づくりへの県民参画の推進)参照)

³⁶ 林分構造とは、林分の林冠層(森林において、太陽光線を直接に受ける高木の枝葉が茂る部分)の違い、すなわち高木や低木等林分構成状態を空間分布として表したものです。なお、林分とは、樹種、林齢、立木密度、生育状態等がほぼ一様で、隣接したものとは森林の様相(林相)によって明らかに区別がつく一団地の森林のことを指します。

³⁷ 林地の生産力のことで、具体的には、樹高の成長等によって区分されるものです。

³⁸ 木材を搬出する費用の経済的位置を示すもので、具体的には、林道等の道路から林地までの距離等によって区分されるものです。

➤ 農地環境の保全

有機農業の推進や農業生産工程管理(GAP)³⁹および総合的病害虫・雑草管理(IPM)⁴⁰等、「環境保全型農業直接支払制度」を活用し、農薬や化学肥料等の節減等につなげ、環境への負荷の少ない環境保全型農業の拡大を図ります。

高齢化等に対応した「中山間地域等直接支払制度」および「多面的機能支払制度」を活用し、制度に取り組む集落の拡大による農地の保全をめざします。

➤ 沿岸海域環境の保全

沿岸海域における野生動植物の生息の場の確保や水質浄化等の公益的機能を維持・回復するため、藻場⁴¹や干潟⁴²の保全と復元に取り組みます。

また、良好な砂浜・礫浜海岸について、浸食による影響に対する対策等を進めます。

➤ 水循環・浄化機能の確保

健全な水循環を確保するため、上流域では森林の適正な維持管理、中下流域では生活排水対策等の推進、農地の適正な管理等の諸施策を総合的に実施するとともに、住民や企業による植栽活動等、さまざまな主体の参加と協働のもとで、水循環・浄化機能の確保に向けた取組を進めます。

³⁹ 農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のことです。これを我が国の多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

⁴⁰ 総合的病害虫・雑草管理(IPM: Integrated Pest Management)とは、利用可能な防除手段の経済性を考慮しつつ慎重に検討し、環境への負荷を軽減しながら、病害虫や雑草の増加を抑えるための適切な手段を総合的に講じることです。IPMを推進することで、① 人の健康に対するリスクと環境への負荷を軽減または最小限にすること、② 安全・安心な農作物を低コストでの安定生産の両立を図ることを目標としています。

⁴¹ 我が国の沿岸海域には、大型海藻・藻類から構成される植物群落があり、これらを藻場と呼びます。藻場は、沿岸生態系の一つとして、水質の浄化や海生生物の幼生、稚魚の保育場、産卵場、採餌場等の役割を持ち、豊かな環境づくりを支えています。

⁴² 河口や内湾近くで潮が引いたときに現れる砂または泥が堆積した場所のことで、海の波浪の影響が少なく、砂泥を供給する河川が流入する場所に存在します。干潟には、陸域から有機物が流入し、これを二枚貝やゴカイ等の底生生物が分解し、また、この底生生物を魚類や水鳥が餌にするなど、沿岸域の重要な生態系を構成しています。

iv 関連する計画等

- ・ 自然環境保全基本方針
- ・ 三重県観光振興基本計画
- ・ 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
- ・ 三重県水産業・漁村振興指針
- ・ みえ生物多様性推進プラン
- ・ 三重の森林づくり基本計画



コラム④ 森林づくりへの県民参画の推進

県では、森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民共有の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画による森林づくりを進めています。

ここでは、県民や事業者等との協創による「森林環境の保全(三重の森林づくり)」に関連する主な取組を紹介します。

○「企業の森」制度

【概要】

社会貢献や環境貢献の一環として森林づくりに取り組む意向のある事業者と森林所有者とを県と市町が連携してマッチングし、森林整備等の活動を支援する県の制度です。

【効果】

「企業の森」制度は、2006 年度(平成 18 年度)より開始し、2018 年度(平成 30 年度)末まで に、53 箇所で協定が締結され、229ha の森林が整備されました。

年度	企業名(活動地)	面積(ha)
H18	シャープ(株)三重工場(多気町)、(株)百五銀行(津市)、トヨタ車体(株)(いなべ市)、プリマハム(株)(伊賀市)	12.2
H19	全労済三重県本部(津市)、損害保険ジャパン日本興亜(株)(津市) ネットトヨタ三重(株)(松阪市)、シャープ(株)亀山工場ほか(亀山市)、(株)LIXIL(伊賀市)	12.9
H20	(株)百五銀行(津市)、三重中央開発(株)(伊賀市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(熊野市) 四日市西ライオンズクラブ(菰野町)、エレコム(株)(尾鷲市)	31.4
H21	三菱重工業(株)冷熱事業本部(紀北町)、住宅情報館(株)(松阪市)、JAバンク三重(津市、名張市)	21.8
H22	中部電力&NPO 中部リサイクル運動市民の会(菰野町)、住友理工(株)(松阪市) 清水建設(株)(松阪市)、NTN(株)桑名製作所(桑名市)、津商工会議所(津市) (株)百五銀行(津市)、横浜ゴム(株)三重工場(大紀町)、NTT西日本(株)三重支店(津市)	51.6
H23	(株)第三銀行(松阪市)、エレコム(株)(志摩市)	13.3
H24	(株)東芝(四日市市)、テイ・エス・テック(株)鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体(株)(いなべ市) (株)百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)	20.6
H25	JAバンク三重(津市)	0.5
H26	味の素 AGF(株)(亀山市)、東洋ゴム工業(株)桑名工場(東員町)、(株)エイチワン(亀山市) (一財)セブン-イレブン記念財団(津市)、北越紀州製紙(株)紀州工場(紀宝町)	22.0
H27	楽天(株)(菰野町)、JA バンク三重(大台町)	3.3
H28	東邦ガス(株)(大台町)、本田技研工業(株)(亀山市)	3.2
H29	トヨタ車体(株)(いなべ市)、(株)コメダ(菰野町)、JAバンク三重(菰野町)、井村屋グループ(株)(津市)	22.6
H30	(公財)イオン環境財団(松阪市)、(株)百五銀行(多気町)、(株)ホンダロジスティクス(菰野町) JA バンク三重(大紀町)、(株)エイチワン(亀山市)、(株)NTTドコモ東海支社(菰野町)	13.6
計	53 箇所	229.0



○ 三重県「木づかい宣言」事業者登録制度

【概要】

木を使うことは、「木を植え→育て→収穫し→また植える」という緑の循環を生み、森の働きを活発にします。県産材を積極的かつ計画的に使用することを宣言した事業者を「木づかい宣言」事業者として登録し、広く県民への周知を図る県の制度です。

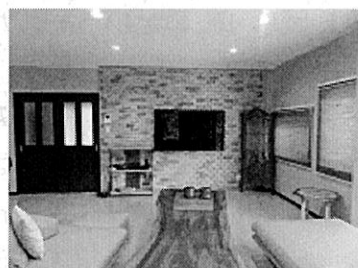
【効果】

三重県「木づかい宣言」事業者登録制度は、2018年度(平成30年度)より開始し、2019年度(令和元年)11月末までに、5事業者が宣言しました。

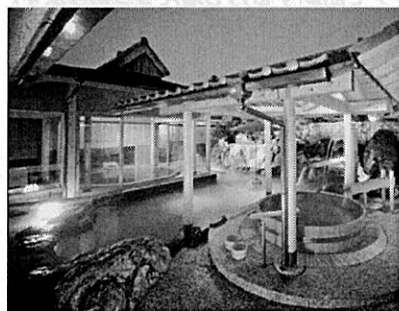
事業者名	計画内容
ネットヨタ三重(株)	店舗の内装木質化、木製キッズコーナー・木製遊具の導入、木育スペースの設置、木育イベントの開催等
磯部わたかの温泉 福寿荘	客室、浴室への県産材使用、木製品(額縁、木札等)の使用
(有)大村建設	自社福利厚生施設の内装木質化および県産材のプロモーション
(株)ブルック	店舗の内装・家具等への県産材使用およびワークショップ・イベントの開催による県産材のプロモーション
深緑茶房名古屋店	店舗において県産材を使用した木製食器の使用および県産材のプロモーション



店舗の内装木質化(ネットヨタ三重)



福利厚生施設の内装木質化(大村建設)



浴室等への県産材使用(福寿荘)



木製賞状

(施策「III 自然共生社会の実現」に関連する取組事例)

コラム⑤ 鳥羽市・神島の自然環境資源等を活用し、島の子どもたちが主役となって取り組むエコ・ツアー「神島っ子ガイド」

【イノベーション(異種要素の“掛け算”)による新たな価値創造モデル】

豊かな自然環境資源 × 地域資源を活用した観光振興、環境教育・学習

= 自然環境保全の普及・啓発 ・ 体験型総合学習の推進 ・ 地域振興(過疎対策)

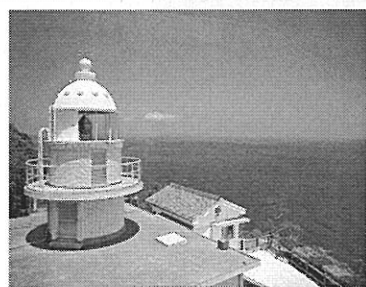
【概要】

- ・ 鳥羽市の「神島」では、特有の豊かな自然や文化を有しており、それらを魅力として、神島小学校の子どもたちが年数回、エコ・ツアーとして「神島っ子ガイド」を行っており、地域の観光振興の一翼を担っています。
- ・ このエコ・ツアーでは、小学校の総合学習として地域の自然環境や文化等を学ぶことから始まり、児童たちが聞き取り調査を行いながら自分たちでガイドの原稿を作成して実際にツアーガイド役を担ったり、踊り、劇、歌といった魅力発信の方法を考えて実演等を行っています。

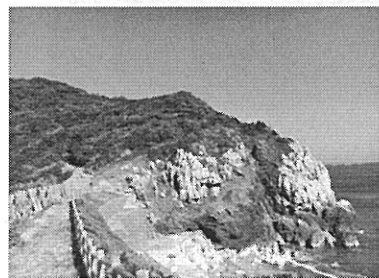


神島の豊かな環境

神島は、鳥羽港の北東約 14km、愛知県伊良湖岬の西方約 3.5km の伊勢湾口に位置し、総面積は 0.76km²、周囲 3.9km、人口約 330 人(2019 年現在)で、豊かな自然に恵まれ、三島由紀夫の小説『潮騒』の舞台としても知られています。産業については、漁業と観光の調和のとれた地域振興をめざしており、神島をウォーキングで訪問する方も増えつつあります。



海の難所といわれる伊良湖水道の安全を見守ってきた灯台は、「日本の灯台 50 選」にも選ばれており、島内で随一のビュースポットとなっています。



石灰岩が風化してできた「カルスト地形」の独特の景観。



神島っ子ガイドの様子(島の子どもたちがエコ・ツアーのガイド役を担っています。)



島の子どもたちが再現した「子どもゲーター祭り」の様子

(ゲーター祭りは、元旦の夜明け前に、グミの木で太陽をかたどった直径 2m 程度の白い輪(アワ)を竹で刺し上げ、落とすというもので、諸悪を払う祭りとも、豊饒を祈る祭りともいわれており、三重県の無形民俗文化財に指定されています。)

【主な効果】～「環境、経済、社会の統合的向上」という観点から～

- ・ ツアー参加者は、地元の人々とともにさまざまな実体験を通じて、神島の自然や文化等の地域資源の魅力に触れることにより、地域についてより深く知ることができるだけでなく、自然環境やその保全に対する関心と理解を深めることができます。
- ・ 「神島っ子ガイド」の活動を通じて、島の子どもたちは、自然環境およびその保全の重要性を学び、地域の課題や現状、意味を知り、自分たちの住む地域について考えるとともに、実際に行動してさまざまな体験をすることで、「体験型総合学習」の推進につながっています。
- ・ また、他の島民の方にとっても地域の魅力を発見・再認識する機会を得ることにもなっており、これによって、効果的な地域の魅力の発信が可能となるなどし、さらなる訪問者の増加、ひいては地域振興につながると期待されています。
- ・ この活動を通じて、地域の魅力を発見した児童たちは、過疎化に伴って中止になった元旦の奇祭「ゲーター祭り」(県指定無形民俗文化財)を復活させたいと考え、「子どもゲーター祭り」を開催するなどし、地域文化資源の次世代への継承の一端をも担っています。

IV. 生活環境保全の確保



i 目標および施策展開の方向性

【目標】

- ・ きれいな大気・水環境等が保全されることなどにより、県民が安全・安心で、快適な生活を営める社会を実現
- ・ 県民が健全で恵み豊かな環境を享受することができる社会を実現

環境施策の重点項目のひとつとして掲げている「生活環境保全の確保」については、私たちが健康で安全・安心な生活を営むために必要な生活環境を保全するため、公害⁴³の防止をはじめとする生活環境保全上の支障等の改善を環境保全上の効果が最大限に発揮されるよう推進していきます。また、環境、経済、社会の統合的な向上の観点から、発展する経済社会活動の中で、より快適で豊かな生活が実現されることを目的として、他の関係施策分野の取組とも連携・協調しながら取組を推進していきます。

〈協創による取組の推進〉

本施策に係る取組を着実かつ効果的に展開するためには、県民、事業者等のさまざまな主体との協創によるオール三重での取組が必要不可欠です。県民の皆さんには、一人ひとりが、環境に対する意識を高め、日々の生活の中で、大気環境、水環境(伊勢湾をはじめとする水域の環境を含む)等に配慮した環境にやさしいライフスタイルへ転換していくことが求められます。

事業者の皆さんには、大気・水環境等に係る各種法令の遵守と、周辺の住民や自然環境等に対して配慮した事業活動を実施していくことが求められます。

⁴³「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じること」をいいます。(「三重県生活環境の保全に関する条例」第2条第2項)

ii 環境施策を主軸とした分野横断的な施策展開の考え方

「生活環境保全の確保」に向けた主な(個別の)取組の概要については次項で述べますが、まずここでは、分野横断的な取組が必須となる「プラスチック対策」、きれいで豊かな海という観点から推進する「伊勢湾再生」への取組の方向性(イメージ)について記載します。

【プラスチック対策の推進】

プラスチック対策に関しては、昨今、マイクロプラスチック問題を含む海洋プラスチックごみ問題への関心が世界的に高まっており、伊勢湾をはじめとする三重県水域においても、海洋プラスチックごみを含む海岸漂着物への対応が求められています。海岸漂着物については、海岸の良好な景観や海洋生態系への悪影響のみならず、漁業や船舶の航行の支障となる可能性もあることから、こうした環境問題への対応は極めて重要であるといえます。

海洋プラスチックごみ対策については、不法投棄の撲滅や排出抑制(農業資材や漁具を含むプラスチック製品の管理、代替品開発に係るイノベーションの推進等)をはじめ、陸域・海域での実態把握のためのモニタリング、外海への再流出やマイクロプラスチック化を防ぐことにもつながる海岸漂着物の回収処理等の対策を総合的に推進することが必要となります。

これまでの主なプラスチックごみ対策は、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進であり、容器包装等のリデュースを通じたプラスチックごみ排出量の削減、リサイクルを通じた資源の有効利用(熱回収を含む)等であり、陸上から海洋へ流出するプラスチックごみの抑制等の取組が進められているところです⁴⁴。

今後は、このような対策に加えて、ペットボトルやレジ袋の削減につながるマイボトル、マイバッグのさらなる普及等の取組によりワンウェイのプラスチックをはじめとしたプラスチック製品の使用量の削減を一層進めるとともに、容器包装材料を非プラスチック材に適切に切り替えたり、プラスチック製品をできる限り長期間使用しつつ、使用後は効果的・効率的なリサイクルシステムを通じて循環利用・熱回収を行っていくことなど、資源のスマートな利用を推進していくことが求められています。

また、製品のライフサイクルの観点から易リサイクル性⁴⁵等を重視したエコデザインやリマニュファクチャリング(使用済み製品を新品同様の状態に再生するプロセス)を重視した「ものづくり」産業の促進、地域性や資源(プラスチック)の種類等に応じた最適なマテリアル・リサイクルや熱回収等の実現を追求していくことは、環境面だけでなく、経済・社会面からも重要となります。

さらに、生分解性プラスチックをはじめとしたプラスチック代替品等の研究開発、効率的なリサイクルに資する技術やインフラ開発といったイノベーションの創出に関わる取組に関しては、社会・環境問題の課題解決型のビジネスの創出につながる可能性が高く、その実現化や普及に向け、産官学連携等、多様な主体による協創を促進していくことが求められます。

⁴⁴ 三重県では、ワンウェイのプラスチックの使用削減の取組として、2007年(平成19年)からレジ袋削減・マイバック運動を実施しており、レジ袋の有料化については、2012年(平成24年)から県内全市町において取組が実施されています(コラム①参照)。

⁴⁵ 易リサイクル性とは、リサイクルのしやすさのことであり、環境配慮設計(製品の全ライフサイクルを考慮し、環境負荷低減を目的とした設計や製造を行うこと)における重要なポイントとなります。

【伊勢湾の再生:きれいで豊かな海の確保】

伊勢湾の再生のためには、水質が良好な状態で保全されることに加え、生物多様性や生物生産性が確保され、豊富な水産資源を持続的に享受し、さらには漁業や観光業の振興等を通じて地域の活性化につなげるという観点から、“きれいで豊かな海”をめざす取組が重要です。

伊勢湾再生に向けたこれまでの主な環境対策としては、1979年(昭和54年)に水質総量削減制度が導入され、最近では2017年(平成29年)6月の「第8次水質総量削減計画」策定により、伊勢湾に流入する汚濁負荷の削減に取り組んでいるところです。水質の保全状況として、全窒素と全りんについては概ね環境基準を達成していますが、COD(化学的酸素要求量)の環境基準達成率は40~60%を推移し、近年になっても目立った改善は見られません。その原因について検討を進めるとともに、汚濁負荷の削減については継続し、工場・家庭の排水対策、農畜産排水対策を推進します。また、「森・川・海のつながり」を意識した対策等も推進します。

閉鎖性海域においては、一般的に湾口部が狭く海水交換が滞りやすく、汚濁物質が海域内部に溜まりやすいため、赤潮・貧酸素水塊や生物のへい死等が発生することがあります。貧酸素水塊は、近年においても夏場を中心として広範囲に発生し、大量発生したプランクトン等の死骸が海底に堆積・分解されることにより、海底の溶存酸素量が極端に低くなるものであり、生態系や漁業に大きな被害をもたらしていることから、貧酸素水塊の抑制に向けた取組が課題となっています。

また、豊饒性を回復して、“豊かな海”を育むという目標を実現するためにも、生物の生息場となる干潟・浅場・藻場の保全・再生・創出のための取組および流入負荷量の適正な設定・管理といった取組を推進していくことが必要とされています。

このように、伊勢湾再生に向けた取組に関しては、陸域からの汚濁負荷の削減による水質改善に加え、海域の利用者や多様な主体の連携を通じて、きれいで豊かな海をめざす視点で総合的な取組を進めることが重要であると考えられます。

iii 主な取組

・ 大気環境の保全

- 工場・事業場への立入検査を行い、法令遵守の状況を確認し、必要な指導を行います。
- 大気環境の常時監視を行い、健康に影響を与える物質濃度が上昇した際に、県民への周知を行います。また、環境基準への適合状況を確認し公表します。
- 大気環境への負荷が少ない自動車の普及促進や自動車の効率的な利用に向けた取組を進めます。
- 市町と連携し、騒音・振動・悪臭の防止に向けた取組を進めます。また、航空機騒音の常時監視を行い、環境基準への適合状況を確認し公表します。

・ 水環境の保全

- 工場・事業場への立入検査を行い、法令遵守の状況を確認し、必要な指導を行います。
- 公共用水域の監視を行うとともに、環境基準の適合状況を確認し公表します。
- 効率的・効果的に集合処理施設や浄化槽等の整備を進め、生活排水処理施設の整備率を高めるとともに、適正な維持管理が行われるよう、指導を行います。
- 畜産経営に起因する水質汚濁の防止については、畜産環境パトロールや、家畜排泄物法に基づく立入検査を行い、家畜ふん尿の適正処理についての指導を行います。

・ 伊勢湾の再生

- 「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の取組を三県一市の連携により実施するなど、さまざまな主体による環境保全活動の活性化を進めます。
- 海洋プラスチック等の海岸漂着物の発生源対策や回収等の取組を進めます。
- 「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた調査研究を進めます。
- 水産生物の生息場となる干潟・浅場・藻場の保全・再生・創出のための取組を進めます。

・ 土壌・土砂等の対策の推進

- 「土壌汚染対策法」等に基づき、必要に応じて調査を命じ、汚染が指定基準を超えた場合等に必要な措置を指示することなどで、土壌汚染の拡散防止等に努め、周辺住民の健康と生活環境の保全を図ります。
- 県民の安全で安心な暮らしを確保するため、土砂等の埋立て等の行為による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資する条例に基づき、継続的に監視します。

- ・ 良好な景観の形成

- 県土の景観の形成

県民の皆さんや市町による主体的な景観づくりを進めるため、景観づくりに関する情報提供や知識普及、専門家の派遣、検討の場への参加等を行うとともに、「三重県景観計画」等に基づく届出制度の運用等を通じて良好な景観づくりを推進します。

また、公共事業や公共施設の整備については、良好な景観づくりを先導していくため「公共事業等の整備に関する景観形成ガイドライン(案)」に基づく整備を進めます。

- 農山漁村景観の保全・創出

農山漁村の景観保全には集落機能の維持が必要なことから、多面的機能支払事業等、さまざまな主体の参画による景観保全活動等を支援することで、地域を支える担い手を育成します。

- ・ 歴史的・文化的環境の保全

- 文化財等の保存・活用

国・県指定文化財および国登録有形文化財の保存・活用を、市町、保存団体および所有者等と協働して行うとともに、文化財を活用した地域の自主的な活動に対して助言や支援をし、文化財を生かしたまちづくりにつなげます。

- 歴史的・文化的な景観の保全・活用

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や、亀山市関宿の伝統的建造物群等の歴史的・文化的な景観について、次世代に継承されるよう、関係する県や市町等と協働して、その保存と活用に努めます。

iv 関連する計画等

- ・ 伊勢湾再生行動計画(伊勢湾再生推進会議策定)
- ・ 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画
- ・ 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画
- ・ 生活排水処理アクションプログラム(三重県生活排水処理施設整備計画)
- ・ 三重県海岸漂着物対策推進計画
- ・ 三重県景観計画、熊野川流域景観計画

V. 共通基盤施策



「V 共通基盤施策」については、「I 低炭素社会の構築」、「II 循環型社会の構築」、「III 自然共生社会の構築」、「IV 生活環境保全の確保」の各施策を推進していくための“エンジン(駆動力)”として位置づけています。

持続可能な社会「スマート社会みえ(仮称)」の実現のためには、県民、事業者等の多様な主体が協創を通じた環境への取組を自律的かつ持続的に推進していくことが必要不可欠であり、環境教育・環境学習や環境活動の推進、事業者については環境経営を推進することなどが重要となります。

i 環境教育・環境学習の推進

環境問題は、誰かが解決してくれるものではなく、私たち自身が、家庭や地域、職場等あらゆる場所で解決に向けて取り組んでいくべき課題です。

一人ひとりが、この課題を自らの問題としてとらえ、自ら行動するよう促していくためには、私たちが豊かな環境に支えられ、その恵みで生活していることを認識し、私たちの活動に起因する環境負荷が、地域やあるいは地球規模の環境に大きな影響を与えることを理解していなくてはなりません。

それを理解するためには、知識だけではなく、「体験」を通じて、環境問題への気づき、環境保全への行動を引き出していくような仕掛けづくりをしていく必要があります、子どものころからの学びと指導できる人材の育成が急務となっています。

三重県には豊かな自然を学ぶフィールドが随所にあり、私たちは日常の中でそれらに触れ、自然や環境の大切さを無理なく学べる環境にあります。こうした恵まれた環境を活用しながら、一人ひとりが「環境」の価値と重要性をみだし、**全ての**県民の皆さんが環境における「協創」に積極的に取り組んでいただけるよう、環境教育や環境学習を推進していきます。

【主な取組】

- ・ 学校教育における環境教育・環境学習
 - 各学校において、**新学習指導要領**に基づき、発達の段階に応じた環境教育に関する全体計画を作成し、地域や家庭と連携しながら「学校環境デー」を中心とした取組の充実を図るとともに、創意工夫ある取組事例等を県の Web サイトに掲載するなど、広く情報発信します。
 - 四日市公害を経験した三重県の経緯を子どもたちに適切に伝えるなど、独自性を**生かした**環境教育を行います。

- 子どもたちが自然に触れる体験をしたり、体験で得た知識・技能を活用したりすることで課題を解決する能力を育てるために、教員等を対象とした環境教育に関する指導内容や指導方法等の研修を実施し、資質の向上を図ります。
- 各教科や総合的な学習の時間、特別活動等における環境に関する教育の充実を図るとともに、地域や学校の実態・特性を十分に生かした環境美化・環境保全活動に積極的に取り組みます。
- 県立学校において、総合的な探究の時間や理科・家庭科・保健体育科等の各授業における探究的な学習、生徒会活動やホームルーム活動等の機会を通じて、生徒が主体的に環境問題の解決に関わる取組を推進します。また、SDGsに関連する世界で起こっている地球環境問題について、生徒が課題を理解し、地球的視野でとらえ、解決をめざす取組を推進します。

・ 地域や社会における環境教育・環境学習

- 市町、民間団体等との連携や三重県環境学習情報センター等の活用により、ESD（持続可能な開発のための教育）⁴⁶の考え方をベースにした体験型・参加型の環境教育・学習の充実を図り、持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めます。
- 地域や社会において環境学習の指導者となる人材を育成し、自立して実践的な活動を行えるよう支援を行います。
- 三重県地球温暖化防止活動推進センターがプラットフォームとなり、地球温暖化防止活動推進員が地域や学校等で実施する出前講座等を通じて、地球温暖化のメカニズムを理解しその影響を知るとともに、対策を探り自ら活動する人づくりを進めます。
- 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に基づく「体験の機会の場の認定」制度を活用し、民間企業等と連携して県民に環境保全活動を体験する場を確保します。
- 自然に対する理解を深めるため、「三重県民の森」や「上野森林公園」において、自然観察等の体験学習を充実するとともに、県民の自主的な環境保全活動を支援するなど、自然とのふれあいや実践活動を通じた取組を促進します。また、森林や木の文化を次世代に継承するため、森林環境教育を進めます。
- 三重県総合博物館（MieMu）においては、環境学習の場として、市町や学校、企業等の関係機関、地域の多様な主体等と連携協力し、地域の自然と歴史・文化に関する資産を保全・活用する人材育成支援等を行います。

⁴⁶ ESD は Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されており、「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育」のことをいいます。ESD は、地球に存在する人間を含めた命ある生物が、遠い未来までその営みを続けていくために、環境・貧困・人権・平和・開発といったさまざまな地球規模の課題を自らの問題としてとらえ、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のことです。

- 市町や事業者等との連携を通じて、クリーンセンター（廃棄物処理施設）や下水処理場をはじめとする環境関連施設や「四日市公害と環境未来館」等の環境学習施設を子どもたち等の環境学習の場として活用するとともに、私たち一人ひとりが環境の保全に取り組むための契機となるような環境学習活動を促進します。

ii 環境活動の推進

環境保全のためには、一人ひとりがその意識を持って、環境に配慮した行動を実践していく必要がありますが、個人だけでは、情報の収集が難しく、また、活動の範囲も限られてしまいます。

地域の自治組織やNPO等とのつながりを通じたグループ活動によって、より大きな効果を得られるとともに、こうした活動は、環境保全の担い手の裾野が大きく広がるきっかけにもなります。

さらに、多くの主体の連携による取組は、薄れがちになりつつある地域における絆や人間関係をより豊かにすることにつながり、こうしたネットワークが一つの社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）として、地域づくりの大きな柱となります。

このような観点から、環境活動を支えるさまざまな主体が「環境」の分野において、活躍の場をみだし、「協創」することができるよう、その活動を支援していくとともに、それらの連携を促進していきます。

また、県民一人ひとりが、買い物や食事等、日常生活の場面で、環境に配慮した行動を実践し、企業やNPO、地域の自治会等あらゆる主体がさまざまな環境保全活動を展開し、互いにつながり、支え合う地域循環共生圏の形成に向けた取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 指導者の育成
 - 地域で環境保全活動を展開する指導者を養成し、地域において活動できるよう支援を行っていきます。また、そのような人材が活動できる場の提供について支援します。
- ・ 環境保全活動の支援、促進
 - 河川・海岸・道路等の環境美化については、さまざまな主体による取組が広がることが必要です。このため、河川・海岸・道路等の美化活動を行うボランティア団体等に作業用物品を提供するなどの支援を行います。
 - 県民が自主的に参画する県民参加の森林づくりを進めるため、森林作業等のボランティア活動の希望者に対する作業研修等の実施や、里地里山の保全活動を行うNPO等の取組を支援します。
 - 関係団体等と連携し、買い物の際、地元産品や環境ラベル等の付いた商品を選ぶなど、人や社会・環境に配慮した消費行動（エシカル消費）等を促進します。

iii 環境経営の推進

パリ協定の発効等の企業経営をとりまく環境の変化を受け、国際的な潮流としてESG投資が拡大しています。大企業は、気候変動情報の開示が求められていることに伴い、自ら気候科学に基づく温室効果ガス削減シナリオと整合した削減目標(SBT: Science Based Targets)の設定や、調達電力の**全て**を再生可能エネルギーとする「RE100」等の取組を通して、気候変動対策を進めています。こうした動きはさらに広がり、**サプライチェーン**⁴⁷全体での温室効果ガス排出削減をめざす動きも広まっています。

サプライチェーンの一翼を担ってきた中小製造業者においては、これまで、環境マネジメントシステムの導入等による環境経営に取り組んできたところです。今後、脱炭素経営に早期に取り組むことで、**サプライチェーン**における関係強化や新規の関係構築といったビジネスチャンスにつながることを期待されます。

こうしたことから、これまで行ってきた事業者に対する環境経営の導入促進に引き続き取り組んでいくとともに、県内事業者のESG投資やSBT、RE100等の理解を深め、脱炭素社会に向けた取組を産業振興等の経済成長に**生**かしていくことが求められています。

【主な取組】

- 県内事業者に対し優良事例の水平展開等の取組を通じ、ESG投資やSBT、RE100等の重要性の理解を深めていきます。
- 脱炭素経営に取り組む意欲のある事業者に対し、再生可能エネルギー導入促進のための情報を提供するなど、「RE100」等の自主的な脱炭素の取組の促進を図ります。
- 三重県が行う事業活動は、「三重県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき実施するとともに、グリーン購入を進め、公共施設の使用、管理や公共事業における環境配慮を徹底するなど、県自らが率先して環境保全活動に取り組めます。
- 環境に配慮して、計画性をもって管理、生産された製品を普及させるため、FSC(Forest Stewardship Council、森林管理協議会)等の森林認証⁴⁸をはじめとした認証制度やエコラベルの取組を促進します。

⁴⁷ サプライチェーンとは、原材料や部品の調達から、生産、物流、販売を経て、顧客までをつなぐ、一連の“供給”に関わるプロセスのことをいいます。

⁴⁸ FSC(Forest Stewardship Council、森林管理協議会)は、木材を生産する世界の森林と、その森林から切り出された木材の流通や加工のプロセスを認証する国際機関であり、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなう、経済的にも継続可能な森林管理を推進することを目的として、適切な管理がなされている森林の認証を行っています。

iv 環境に配慮した事業活動の推進

事業者等は、各種法令を遵守し、社会的責任を果たすとともに日常的な環境配慮行動が求められますが、快適で安全・安心な生活環境を維持し、享受するためには、そうした環境保全に関する取組や配慮が確実に実行されていくような仕組みや制度が大切です。さらに、環境悪化の未然防止、環境問題の早期解決等を図るため、各種制度を整備し、市町とも連携・協働して環境の保全を図っていく必要があります。

法律や条例に基づく環境影響評価だけでなく、自主的に環境影響評価を行うなど、事業者による環境配慮を促進する必要があります。さらに、大規模な開発案件では、計画段階から早期に環境配慮が図られることが重要です。

このほか、事業者が一定の施設を設置する際には、周辺住民の安全・安心への配慮がなされるよう、市町等との環境保全協定の締結を促進します。

【主な取組】

- ・ 環境影響評価等の実施
 - 「環境影響評価法」や「三重県環境影響評価条例」に基づき、事業実施に際して、その計画段階から適切な環境配慮が行われるよう指導・助言を行います。
 - 新たに導入した簡易的環境影響評価制度により、比較的規模の小さい開発事業等においても一定の環境配慮が行われるよう指導するとともに、必要に応じて制度の見直しを行います。
 - 県が行う一定規模以上の事業の実施にあたっては、計画段階から環境調整システム等を活用した全庁的な調整を通じ、環境の保全に配慮します。
- ・ 公害事前審査制度の活用

工場や事業場の新增設に伴う環境への悪影響を未然に防止するため、「三重県公害事前審査会条例」に基づき、「三重県環境影響評価条例」の対象とならない工場や事業場について、公害防止の技術的事項を審査し、市町の工場等の誘致や環境保全協定の締結時における活用を促進します。
- ・ 環境保全協定の締結促進

市町長等が、その市町の実態に即した行政指導ができるように、「三重県環境基本条例」に基づき、市町長等と事業者との環境保全協定の締結を促進します。

- ・ 公害紛争への対応

公害に係る紛争については、「公害紛争処理法」に基づくあっせん、調停等や「三重県生活環境の保全に関する条例」に基づく調査請求制度を活用し、その迅速かつ適正な解決を図ります。

v 国際協力・技術移転

公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)⁴⁹との連携を維持しながら、国、他の地方自治体、大学、企業等と協力し、国際環境協力を進めます。また、保健環境研究所において、環境汚染物質に関する調査や測定技術等の研究等を進め、公益財団法人国際環境技術移転センター(ICETT)と連携を図りながら、その成果の技術移転を進めます。

vi 研究開発の推進

環境の保全を効果的、効率的に進めるには、環境について広く調査や研究活動を展開して、今後の環境保全を一層取り組みやすいものとしていく必要があります。

また、環境についての調査や研究が進展し、環境汚染の発生メカニズムの解明や監視体制が充実し、環境汚染の防止、発生抑制や修復の技術等がさらに開発されて、環境保全が技術面からもサポートされることなどが求められています。

大気・水環境、生物多様性等の環境保全および環境中の化学物質、廃棄物等の地域の環境に関する調査研究を充実するとともに、広域的な環境汚染や新たに顕在化した環境問題に対応するため、国や他の地方自治体の研究機関、大学等との共同研究や情報交換を進め、地域環境全般について調査研究の一層の向上を図ります。

vii 環境情報の迅速な提供、監視・観測等の体制の整備

大規模事業所(発生源)の排気ガスに関しては、環境総合監視システムで監視し、地域の総量等を情報発信していきます。

安全で安心な環境が確保されているか監視するため、環境の常時監視を実施するとともに、大気、水、土壌中の有害化学物質に対する調査を行い、大気・水環境における環境基準の達成状況を確認します。

光化学オキシダントや窒素酸化物の濃度等の情報を、県民に迅速に提供します。

⁴⁹ 日本の優れた環境保全技術や管理手法をもとに、環境問題に苦しむ諸外国、特に開発途上国との環境技術交流を深め、ひいては地球環境保全に貢献することを目的として、1990年(平成2年)に設立された機関で、鈴鹿山麓リサーチパーク(四日市市)に所在しています。

viii 多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組の推進

近年、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のためのSDGsの考え方や取組が普及しつつあるとともに、異なる個性や能力を持つ一人ひとりを尊重し、良い意味でお互いに影響し合い、個々人で成し得なかった相乗効果を社会に生み出すという「ダイバーシティ&インクルージョン(多様性と包摂性)」という新しい価値観、考え方が、経営戦略や新たな社会づくりにおいて注目されています。

三重県では、伊勢志摩サミットを通じて、三重県民が持っている誇るべき特質や優位性である「多様性」や「包容力」について改めて認識するとともに、2017年度(平成29年度)に全国に先駆けて「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」を策定し、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等にかかわらず、誰もが希望をもって、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会をめざしさまざまな取組を進めているところです。

三重県環境基本計画において掲げる「持続可能な社会」の実現のためには、多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組は重要であり、今後も、環境に関する取組とともにダイバーシティ社会推進の取組を進めていきます。

第4章 計画の推進



1. 各主体による計画の実施

私たちは、三重県の健全で恵み豊かな環境を県民共有の財産として保全し、将来の世代に残していく義務を負っています。自然と共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりが、事業活動および日常生活において、自主的かつ積極的に環境の保全に取り組むことが重要です。

・ 県

三重県は、三重県環境基本計画に掲げられた環境の保全に関する施策について、市町、事業者、県民、民間団体等の主体と協創し、総合的かつ計画的に実施します。また、さまざまな主体の協創による計画実現に向けた仕組み・基盤の整備を行い、計画の基本方針である環境、経済、社会の統合的向上に努めます。

また、三重県自らが事業者でもあり消費者でもあるとの立場から、環境の保全に関する行動を率先して実行します。

・ 市町

県内市町は、この計画に示された方向に沿いながら、県に準じた施策や、それぞれの地域の自然的社会的条件に応じた施策を実施することが期待されます。

また、事業者や住民等が自主的に取り組む地域の環境保全活動を支援し、各主体間の協力と連携を促進するとともに、市町自らが事業者および消費者として環境の保全に関する取組を推進することが期待されます。

・ 事業者

事業者の皆さんには、事業活動に伴う環境への負荷の低減や環境の保全に最大の努力をするとともに、環境、経済、社会の統合的向上に資するイノベティブな創意工夫が求められます。

また、事業活動に関する情報の自主的な提供に努めることや、県または市町が実施する環境の保全に関する施策に協力することが期待されます。

・ 県民

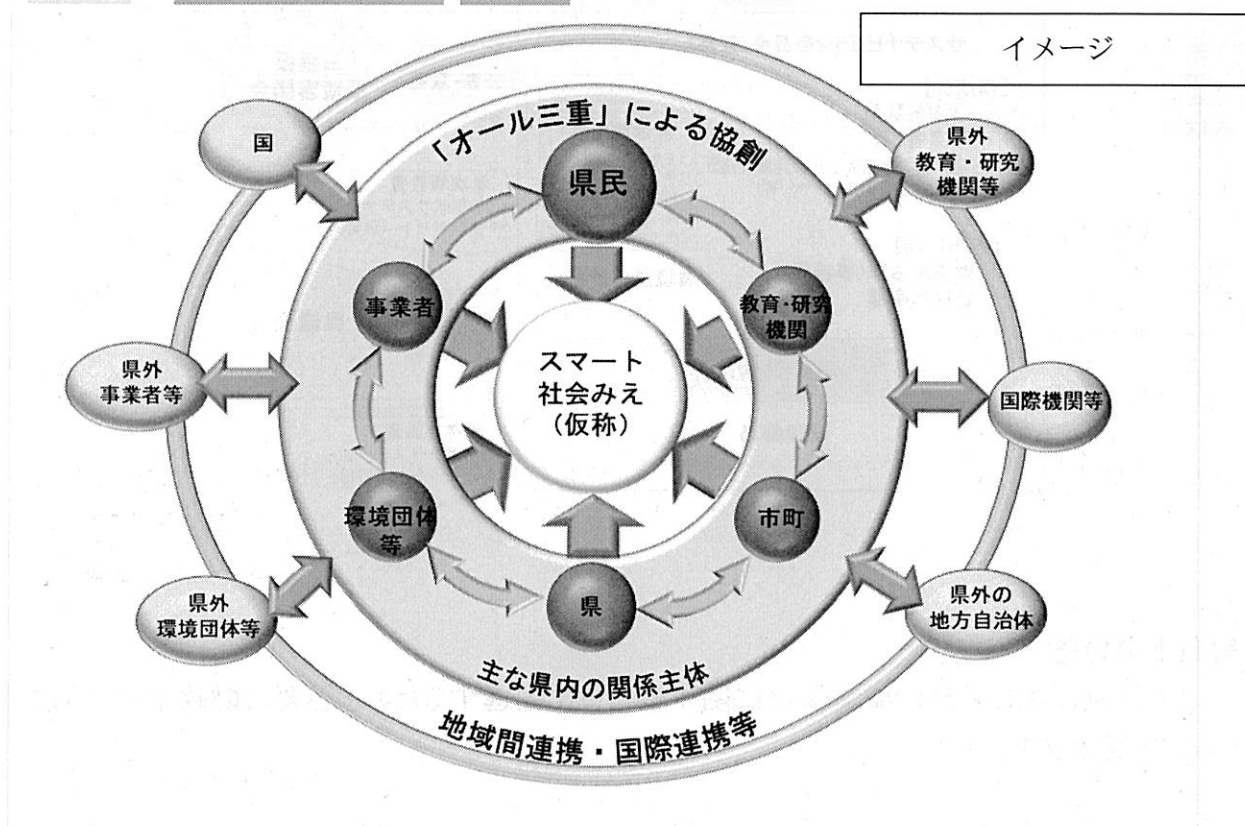
県民の皆さんには、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、一人ひとりが環境保全に配慮したライフスタイルに改めていくことが求められます。アクティブ・シチズンとして、環境の保全に自ら努めるとともに、県または市町が実施する環境の保全に関する施策に協力することが期待されます。

2. 計画の効果的实施

(1) さまざまな主体との協創

三重県環境基本計画を推進するため、環境、経済、社会の統合的向上というこの計画の基本方針を広く共有し、さまざまな主体と協創しながら、オール三重での計画の着実な実施に向け、複数の課題を同時解決するようなイノベティブな取組を促進します(図4-1)。

図4-1 計画の推進イメージ(さまざまな主体との協創)



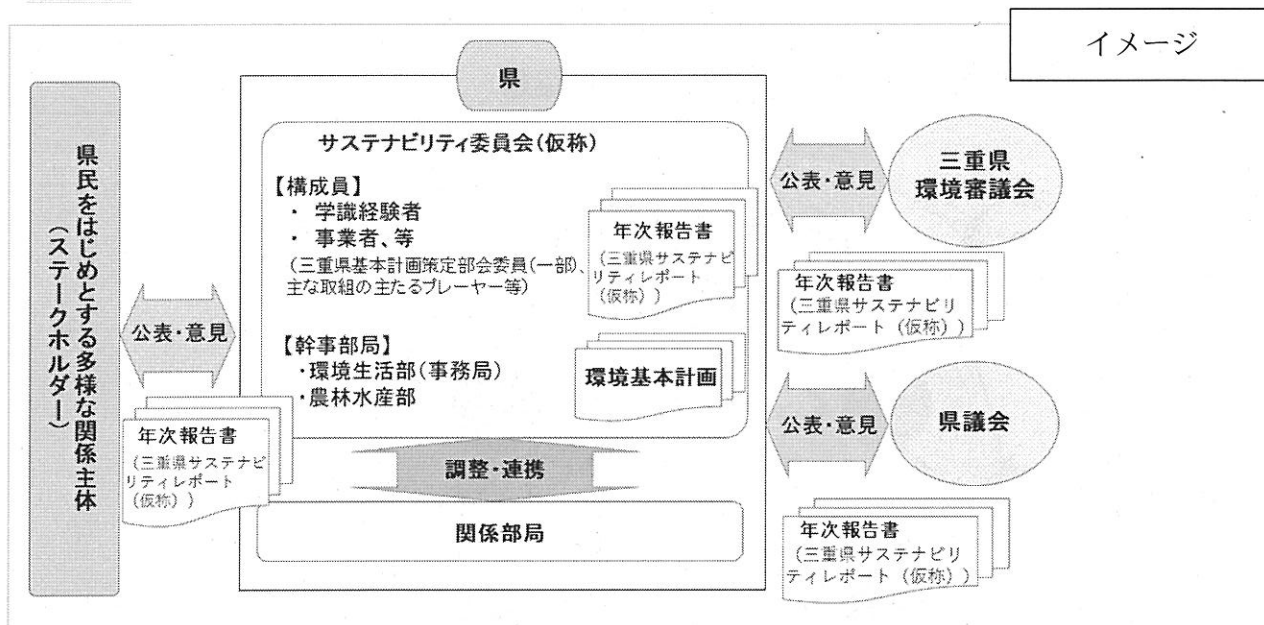
(2) 推進体制および進行管理

三重県環境基本計画に基づく取組を着実に実施するため、県、学識経験者、取組の主体となる県民や事業者等で構成する「サステナビリティ委員会(仮称)」を設置し(幹事部局:環境生活部および農林水産部)、計画の進行管理を行うこととします(図4-2)。

また、三重県環境基本計画の施策ごとの主な取組の成果や課題等については、三重県民カビジョンに基づく成果の検証等をふまえ、年次報告書(三重県サステナビリティレポート(仮称))として毎年とりまとめのうえ、三重県環境審議会および議会に報告するとともに、ホームページで公表します。この年次報告書(三重県サステナビリティレポート(仮称))は、サステナビリティ委員会(仮称)における進行管理に活用し、翌年度以降における取組の改善に生かすこととします。

さらに、部局間連携に向けた調整を行うため、環境生活部がリエゾン役（橋渡し役）を担います。また、分野横断的な個別の事業に関しては、必要に応じて、関係部局においてプロジェクト体制により、部局間の連携を強化し取組を進めます。

図 4-2 推進体制および進行管理



3. 財政上の措置

この計画に掲げられた環境保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

4. 計画の見直し

この計画は、2030 年度（令和 12 年度）を目標年度として策定するものですが、この間の社会情勢の変化等に応じて、基本部分に大きな変更があれば計画の見直しを行います。

参考資料

参考データ

【気候変動対策に係る統計データ】「〈施策〉 低炭素社会の構築」関係

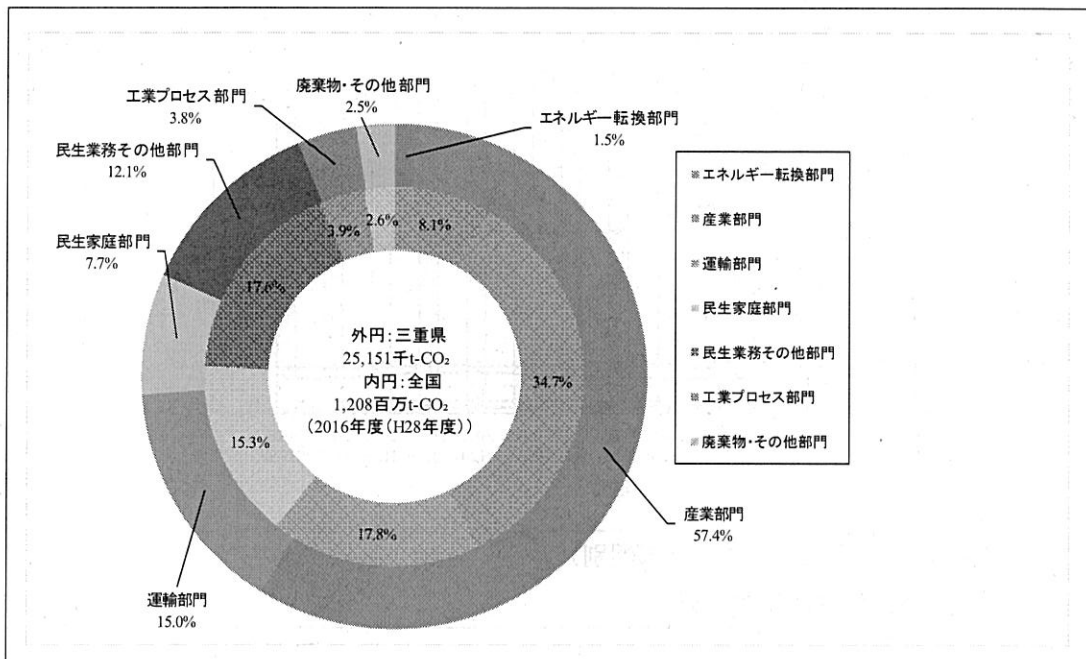


図 1-1 部門別 CO₂ 排出量の構成比(外円:三重県、内円:全国)

出典:三重県環境白書(2019 年度(令和元年度))

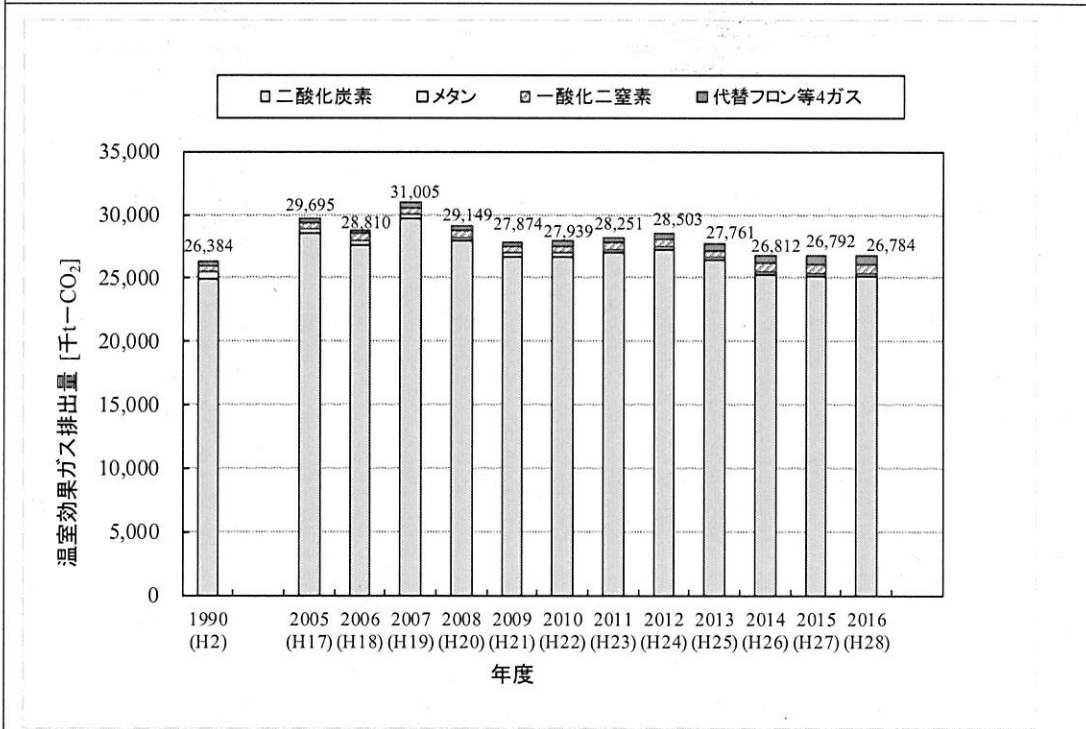


図 1-2 県内の温室効果ガス排出量の推移

出典:三重県環境白書(2019 年度(令和元年度))

【気候変動対策に係る統計データ】

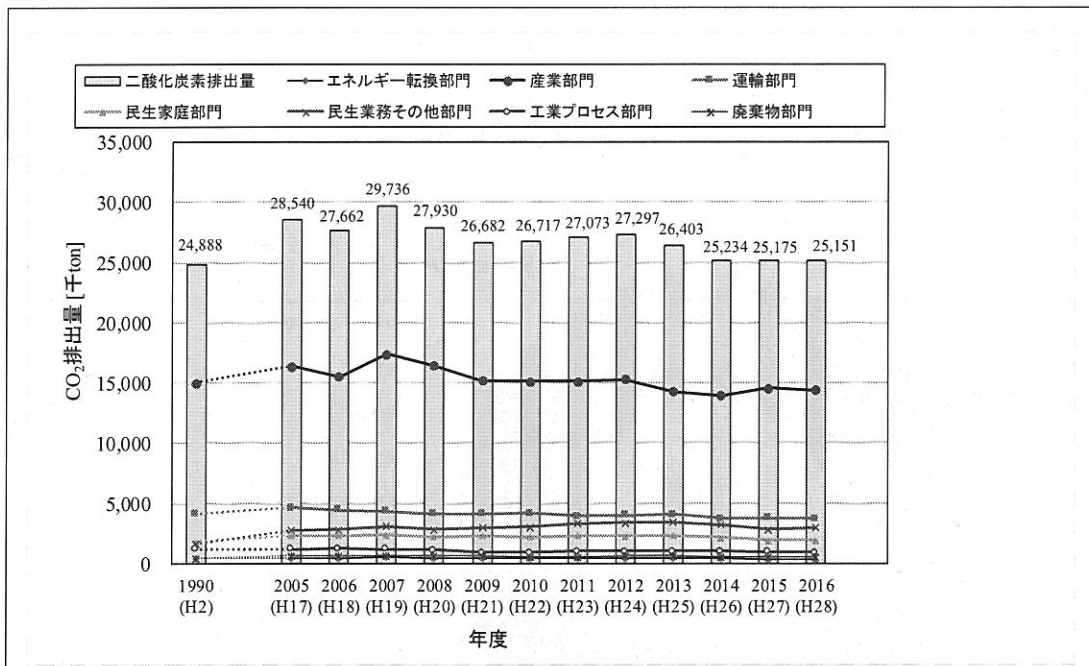


図 1-3 県内の CO₂ 排出量の推移(部門別)

出典:三重県作成資料

【廃棄物対策に係る統計データ(一般廃棄物)】「〈施策〉循環型社会の構築」関係

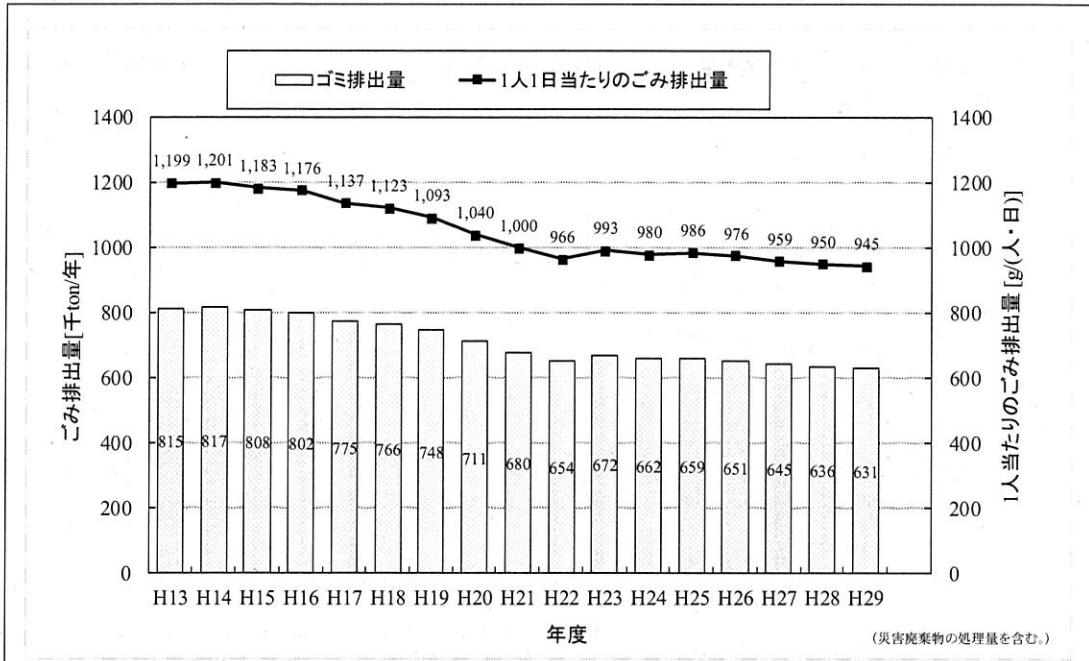


図 2-1 (一般廃棄物)ごみ総排出量および一人一日当たりのごみ排出量の推移

出典:三重県環境白書(2019 年度(令和元年度))

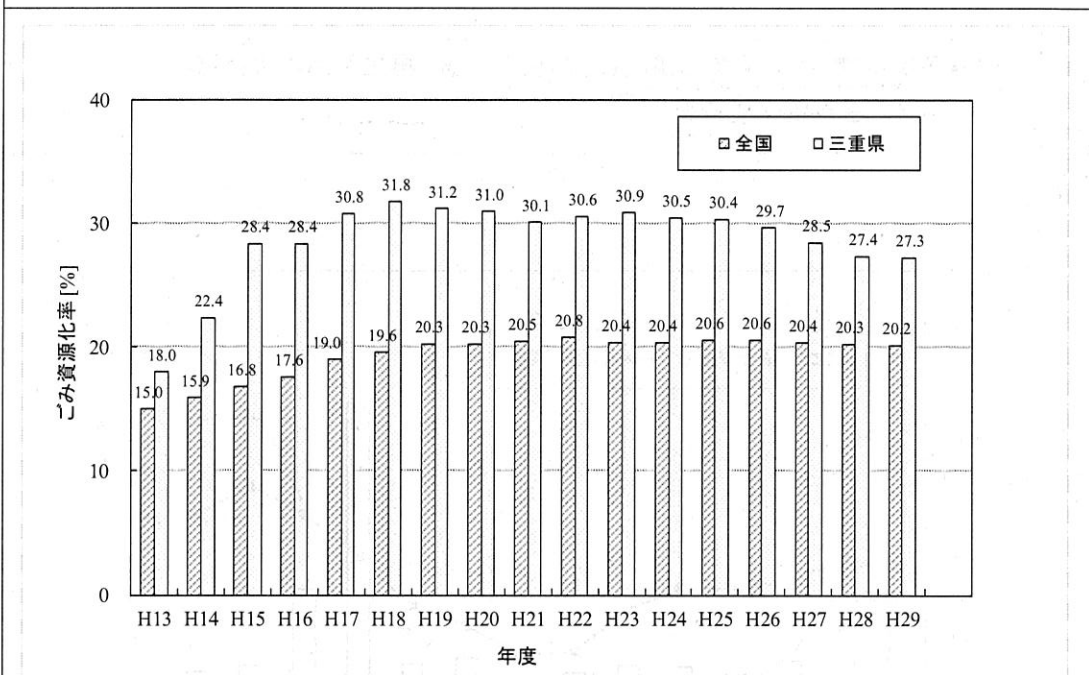


図 2-2 (一般廃棄物)ごみ資源化率の推移(三重県、全国)

出典:三重県環境白書(2019 年度(令和元年度))

【廃棄物対策に係る統計データ(産業廃棄物)】

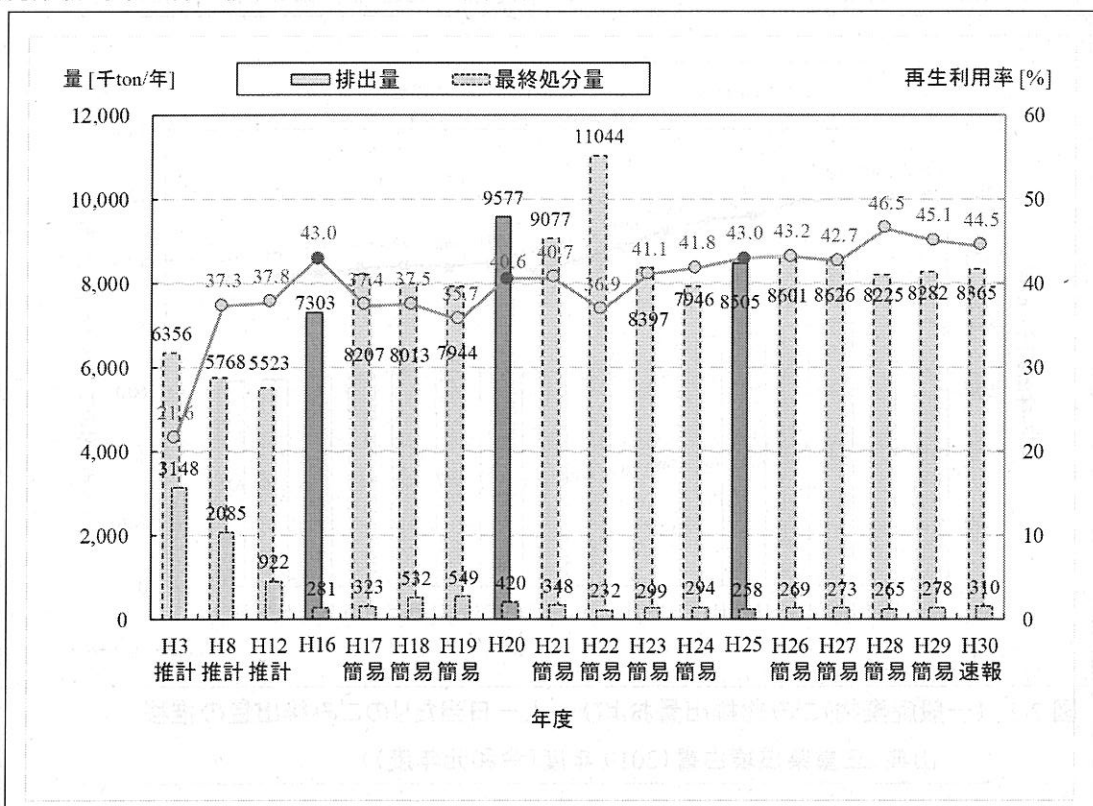


図 2-3 (産業廃棄物)産業廃棄物排出量、最終処分量、再生利用率の推移

出典:三重県作成資料

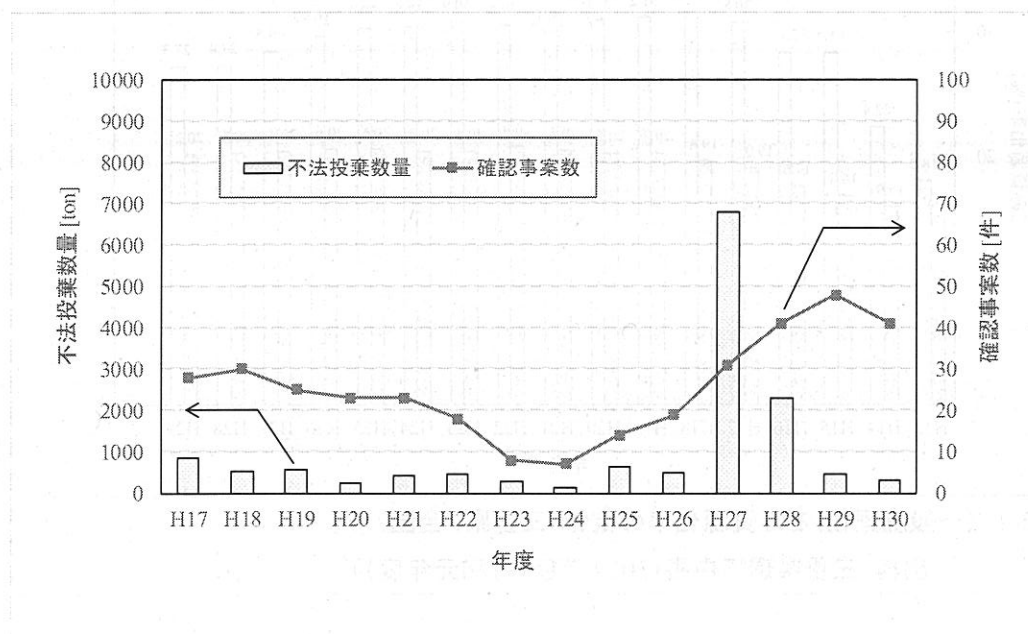


図 2-4 (産業廃棄物)不法投棄事案の推移

出典:三重県作成資料

【大気環境の保全に係る統計データ】「〈施策〉 大気・水環境の保全(大気環境関係)」関係

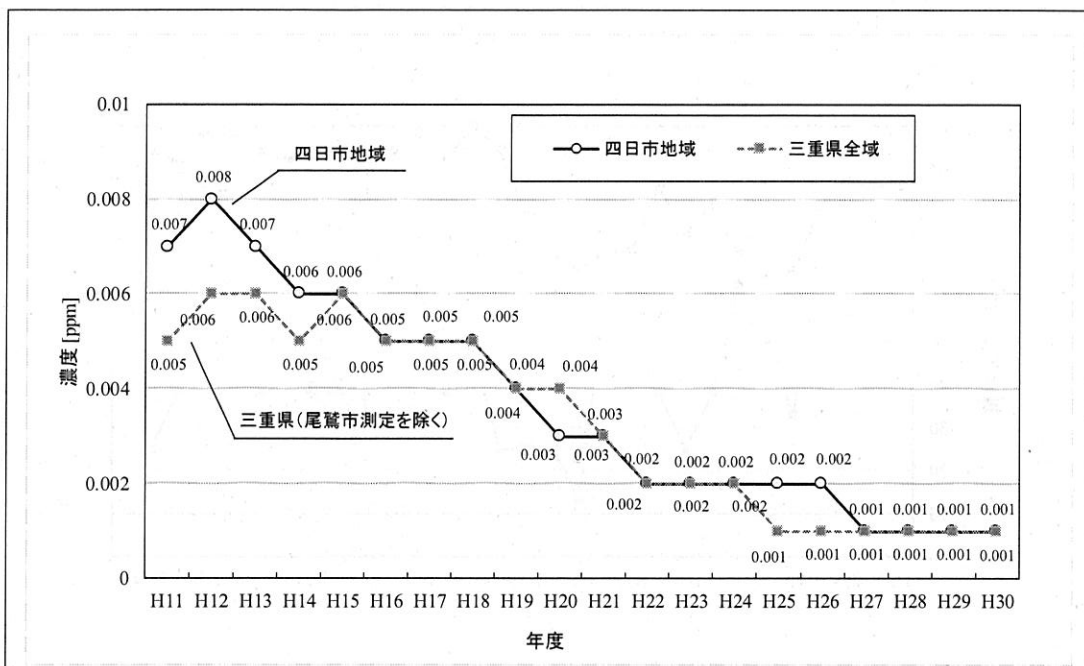


図 3-1 二酸化硫黄の経年変化(一般局の平均値)(四日市地域、三重県)

出典:三重県環境白書(2019 年度(令和元年度))

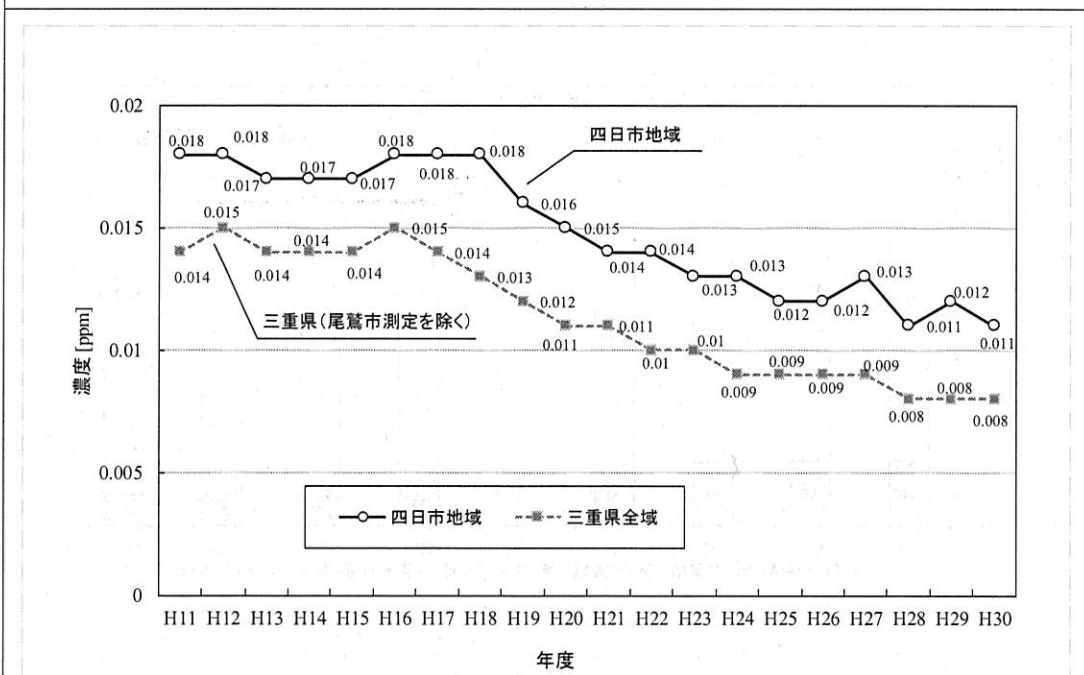


図 3-2 二酸化窒素の経年変化(一般局の平均値)(四日市地域、三重県)

出典:三重県環境白書(2019 年度(令和元年度))

【水気環境の保全に係る統計データ】「〈施策〉 大気・水環境の保全(水環境関係)」関係

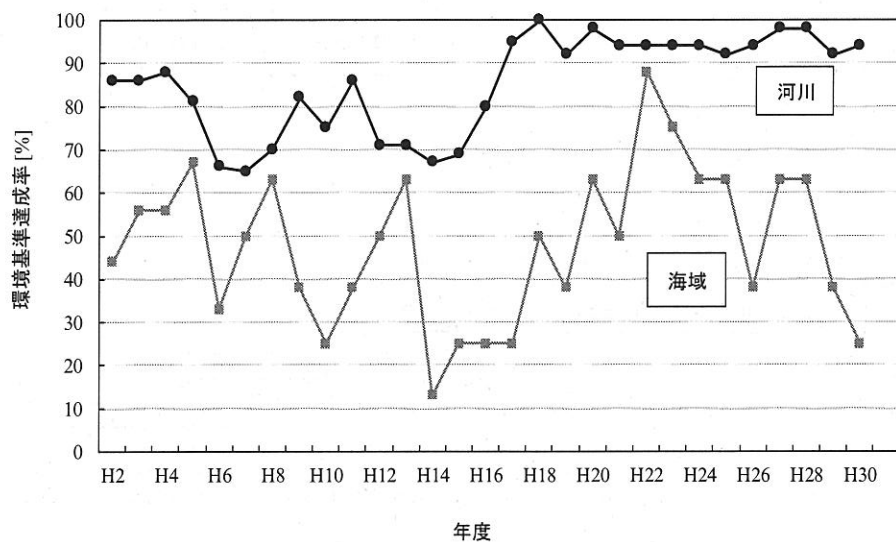


図 4-1 河川(BOD)、海域(COD)の環境基準達成状況の経年変化

出典:三重県資料

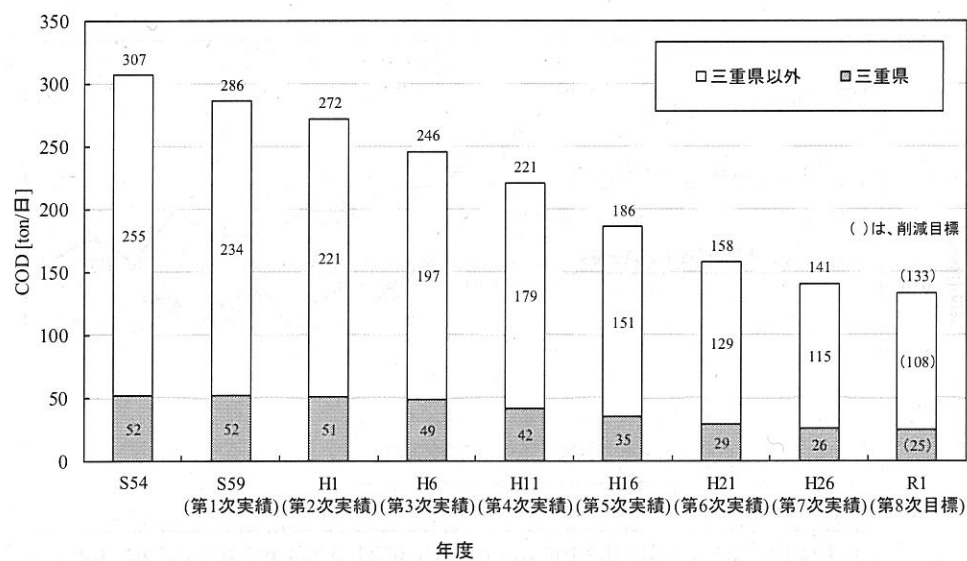


図 4-2 伊勢湾発生汚濁負荷量(COD)の経年変化

出典:三重県環境白書(2019 年度(令和元年度))

「三重県環境基本計画」策定の経緯

(1) 三重県環境審議会および三重県環境基本計画策定部会での審議状況等

	開催日	審議事項
平成 30 年度 第 2 回三重県環境審議会	平成 31 年 1 月 30 日	諮問、部会の設置
令和元年度 第 1 回三重県環境審議会	令和元年 5 月 21 日	部会委員の承認、 計画策定方針の審議
第 1 回三重県環境基本計画策定部会	6 月 21 日	計画・施策展開の方向性の検討
第 2 回三重県環境基本計画策定部会	7 月 29 日	素案の検討
第 2 回三重県環境審議会	8 月 1 日	素案の報告
第 3 回三重県環境基本計画策定部会	8 月 21 日	中間案の検討
第 3 回三重県環境審議会	9 月 10 日	中間案の審議
パブリックコメント、市町意見照会	10 月～11 月	
第 4 回三重県環境基本計画策定部会	11 月 20 日	最終案の検討
第 5 回三重県環境審議会（予定）	12 月 24 日	最終案の審議
三重県環境審議会から答申（予定）	令和 2 年 1 月	

(2) 三重県環境審議会委員名簿

(50 音順 敬称略)

氏名	所属名・役職	備考
井川 洋子	三重県農業協同組合中央会 女性連絡会議 会長	
上田 和久 (朝尾 高明)	三重県森林組合連合会 代表理事会長	副会長 R1.6.24 就任 (R1.6.24 退任)
及川 伸二	三重大学大学院医学系研究科 准教授	
大八木 麻希	四日市大学環境情報学部 講師	
笠井 瑞穂	三重県商工会連合会 三重県商工会女性部連合会 会長	
片桐 泰明	中部経済産業局資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課 課長	
金森 美智子	日本労働組合総連合会三重県連合会 副会長	
川口 円	三重県議会議員	
川本 一子	三重弁護士会推薦弁護士	
木村 妙子	三重大学大学院生物資源学研究科 教授	
倉本 崇弘	三重県議会議員	
小林 小代子	公募	
小林 貴虎	三重県議会議員	
駒田 美弘	三重大学 学長	会長
櫻井 義之 (鈴木 健一)	三重県市長会 会長	R1.6.12 就任 (R1.6.12 退任)
高屋 充子	公募	
田中 耕司	三重県漁業協同組合連合会 参事	
谷口 友見	三重県町村会 会長	
津田 由美子	津商工会議所女性会 副会長	
西場 康弘	三重県経営者協会 専務理事・事務局長	
花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部環境理工学科 准教授	
平島 円	三重大学教育学部 教授	
秀田 智彦	中部地方環境事務所 所長	
前田 太佳夫	三重大学大学院工学研究科 教授	
宮岡 邦任	三重大学教育学部 教授	
矢倉 政則	三重県医師会 理事	副会長

(3) 三重県環境基本計画策定部会委員

(50音順 敬称略)

氏 名	所属・役職	備考
岩崎 恭典	四日市大学 学長	部会長
千葉 賢	四日市大学環境情報学部 教授	
花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部 准教授 (三重県環境審議会委員)	
朴 恵淑	三重大学人文学部 教授	部会長代理
平山 大輔	三重大学教育学部 准教授 (三重県自然環境保全審議会委員)	
百瀬 則子	一般社団法人中部 SDGs 推進センター 副代表理事	

三重県環境基本条例

平成七年三月十五日

三重県条例第三号

改正

平成一二年 七月一三日三重県条例 第六五号

平成一三年 三月二七日三重県条例 第四七号

平成一七年一〇月二一日三重県条例 第六七号

平成二五年一二月二七日三重県条例 第八九号

三重県環境基本条例をここに公布する。

三重県環境基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 環境の保全に関する基本的施策（第八条—第二十五条）

第三章 環境の保全に関する施策の推進（第二十六条・第二十七条）

附則

私たち三重県民は、県土に育まれてきた豊かな自然環境と先人たちの残してきた歴史的文化的な遺産や生活環境を誇りに思い、再び四日市公害の轍（てつ）を踏まないとの決意を持って、健全で恵み豊かな環境を県民共有の財産として保全し、これから生まれてくる子供たちに引き継ぐことを目指すものである。

さらに、私たちは、人は環境の創造物であるとともに環境の創出者であり、多様な生態系の中で生きているということを理解し、私たち自身の営みによって地域の環境のみならず地球の環境を傷つけている現状を深く反省し、安全で安心できる恵み豊かな環境を念願し、生命の尊厳を深く自覚しつつ、参加と協働の精神を高く掲げ、私たちの経験と技術を生かして世界の人々と共に環境を守ることを決意した。

そもそも、私たちは、良好で快適な環境を享受する権利を有しているとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に残していく義務を負っている。

この認識の下に、私たち三重県民は、持続的発展が可能な社会を構築し、生態系の均衡を保持し、快適な環境を確保するとともに、環境を健全で恵み豊かなものとして維持継承するために、この条例を制定する。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町等との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって将来にわたって自然と人との共生を確保するとともに、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、及び県民の福祉に貢献することを目的とする。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号・二五年八九号〕

(定義)

第二条 この条例において「環境の保全」とは、健康で安全かつ快適な生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。以下同じ。）、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに、環境水準の向上を図ることをいう。

2 この条例において「自然と人との共生」とは、自然と社会経済活動その他の活動を調和させることにより、自然と人とが良好な関係で共存できる状態をいう。

3 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

4 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

5 この条例において「循環的な利用」とは、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。

6 この条例において「温室効果ガス」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。

7 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

(基本理念)

第三条 環境の保全は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が良好なものとして将来の世代に継承され、将来にわたって自然と人との共生が確保されることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、温室効果ガスの排出の抑制その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることが目的として、全てのものの公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組により行わ

れなければならない。

- 3 環境の保全は、地域における多様な生態系の均衡を維持し、及び回復し、並びに自然が有する自らを再生しようとする能力を発揮できるようにするとともに、自然と人との触れ合いを保つことにより、自然と人との共生並びに県民生活に欠くことのできない安らぎと潤いのある快適な環境を確保することを目的として、全てのものの英知を集めて行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深く関わっていることに鑑み、全てのものの事業活動及び日常生活において推進されるとともに、県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。
- 3 県は、基本理念にのっとり、県の区域を越えた広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

（事業者の責務）

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら最大の努力をし、及びその事業活動に係る環境の保全に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。
- 5 事業者は、市町長等と環境の保全に関する協定を締結するように努めなければならない。この場合において、協定を締結した事業者は、協定書の写しを添えて知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号・二五年八九号〕

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めな

ければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

一部改正〔平成一二年条例六五号・一七年六七号〕

(県と市町等との協働)

第七条 県は、市町と協働して環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

- 2 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成される民間の団体（以下「民間団体」という。）と協働して環境の保全に取り組むよう努めるものとする。

全部改正〔平成二五年条例八九号〕

第二章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第八条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項について、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制及び適正な処理が推進されること。
- 三 温室効果ガスの排出が抑制されること。
- 四 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、自然と人との触れ合いが保たれることにより、自然と人との共生が確保されること。
- 五 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 六 歴史的文化的な環境が保全されること。
- 七 良好な景観が保全されること。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

(環境基本計画)

第九条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全に関する目標、施策の方向及び配慮の指針
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会及び市町

長の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成一三年条例四七号・一七年六七号〕

(年次報告書)

第十条 知事は、毎年、環境の状況並びに知事が環境の保全に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

(環境影響評価の促進等)

第十一条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、工場又は事業場の新設又は増設を行おうとする事業者が、あらかじめその事業活動に係る公害の防止について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十二条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

- 2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第十三条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者が、その負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他適切な措置を採ることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、負荷活動を行う者にその者の経済的状況を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うように努めるものとする。

- 2 県は、負荷活動を行う者に対して適正かつ公平な経済的負担を課すことによりその者が自らの行為に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導する措置について調査及び研究を行うとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、これにより環境の保全上の支障を防止することについて県民の理解と協力を得るように努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備等の推進)

第十四条 県は、緩衝地帯、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための公共的施設の整備等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前二項に定めるもののほか、県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、環境への負荷の低減に努めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

（循環型社会づくりの推進）

第十五条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民が行う資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制及び適正な処理が推進されるようにするため、必要な措置を講ずることにより、循環型社会づくりを推進するように努めるものとする。

追加〔平成二五年条例八九号〕

（低炭素社会づくりの推進）

第十六条 県は、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化の促進のため、必要な措置を講ずることにより、低炭素社会（気候に悪影響を及ぼさない水準において大気中の温室効果ガスの濃度が安定した社会をいう。）づくりを推進するように努めるものとする。

追加〔平成二五年条例八九号〕

（自然共生社会づくりの推進）

第十七条 県は、生態系の維持又は回復、希少野生動植物の種の保護、水と緑に親しむことができる生活空間の保全その他自然と人との共生の確保に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずることにより、自然共生社会（自然と人との共生が確保された社会をいう。）づくりを推進するように努めるものとする。

追加〔平成二五年条例八九号〕

（快適な環境の保全）

第十八条 県は、歴史的文化的な環境、良好な景観その他の快適な環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

（環境の保全に関する教育及び学習の振興）

第十九条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興を図ることにより、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

（自発的な活動の促進）

第二十条 県は、事業者、県民又は民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動（次条において「自発的な活動」という。）が促進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

（情報の提供）

第二十一条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに自発的な活動その他の環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、現に公害を受けている者又はを受けていると思う者に対し、公害の状況に関する情報を適切に提供するため、必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

(調査の実施等)

第二十二条 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

(監視等の体制の整備)

第二十三条 県は、環境の状況を的確に把握するために必要な監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

(公害に係る紛争の処理等)

第二十四条 県は、公害に係る紛争について迅速かつ適正な解決を図るとともに、公害に係る被害者の救済を円滑に実施するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

(地球環境の保全に関する国際協力の推進)

第二十五条 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、事業者、県民、民間団体等と協力し、開発途上にある海外の地域の環境の保全に資するための情報の提供その他の地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

第三章 環境の保全に関する施策の推進

(推進体制の整備)

第二十六条 県は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 県は、市町、事業者、県民、民間団体等の参加及びこれらのものとの協働により、環境の保全に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

一部改正〔平成一七条例六七号・二五年八九号〕

(財政上の措置)

第二十七条 県は、環境の保全に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

一部改正〔平成二五年条例八九号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。
(三重県公害防止条例の一部改正)
- 2 三重県公害防止条例（昭和四十六年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 前文

第一章 総則

第一節 通則（第一条）

を

「 第一章 総則

第一節 通則（第一条・第一条の二） 」

に、「第三節 公害の防止に関する施策（第六条―第十六条）」を「第三節 削除」に改める。

前文を削る。

第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(目的)

第一条 この条例は、公害を防止するために必要な規制等を行い、もつて県民の健康を保護し、及び生活環境を保全することを目的とする。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、それぞれの立場において公害の防止に努めなければならない。

第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

第一章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第六条から第十六条まで 削除

第十七条第二項を次のように定める。

- 2 知事は、前項の排出基準を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会の意見を聴かなければならない。

第三十三条の二第三項、第三十三条の三第二項及び第三十五条第二項中「第六条第三

項」を「第十七条第二項」に改める。

(三重県自然環境保全条例の一部改正)

- 3 三重県自然環境保全条例（昭和四十八年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全することが特に必要な地域の指定、保全その他の自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(県等の責務)

第二条 県、市町村、事業者及び県民は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を削り、第五条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 県は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十条までを次のように改める。

第六条から第十条まで 削除

附 則（平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十七日三重県条例第八十九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 三重県自然環境保全条例（平成十五年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

- 2 県は、市町と協働して自然環境の適正な保全に関する施策の推進に努めるものとする。

第二条に次の一項を加える。

3 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成される民間の団体（第二十九条において「民間団体」という。）と協働して自然環境の適正な保全に取り組むよう努めるものとする。

第二十九条中「県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体」を「事業者、県民又は民間団体」に改める。

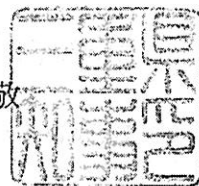
環生第01-104号

三重県環境審議会

三重県環境基本計画の変更にあたり、三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号）第9条第3項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

平成31年 1月30日

三重県知事 鈴木 英 敬



諮 問 理 由

三重県環境基本計画は、三重県環境基本条例に基づき、三重県の環境保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランとして位置づけられており、環境保全に関する目標、施策の方向、配慮の指針および環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項について定めています。

現計画は、平成 24 年 3 月に平成 24 年度からの 10 年間を計画期間として策定し、さまざまな取組を進めてきましたが、策定から 7 年が経過し、この間、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、国においても、第五次環境基本計画の策定や気候変動適応法の施行など、環境問題を取り巻く状況が大きく変化してきました。

こうした世界の潮流やそれらをふまえた国の動きなど、現計画策定以降の社会情勢の変化や環境行政の諸課題に的確に対応するため、現計画を変更する必要があることから、貴審議会の意見を求めるものです。